

資料 1

平成30年壱岐市議会定例会3月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 2 号関係

壱岐市附属機関設置条例新旧対照表	1
------------------	---

議案第 3 号関係

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表	3
--------------------------------------	---

議案第 4 号関係

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表	6
-------------------------------	---

【第 2 条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表	8
-------------------------------	---

【第 3 条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表	9
---------------------------------------	---

【第 4 条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表	10
---------------------------------------	----

議案第 5 号関係

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【第 1 条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表	11
---------------------------------------	----

【第 2 条関係】 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表	12
---------------------------------------	----

【第 3 条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	13
--	----

【第 4 条関係】 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	14
--	----

議案第 9 号関係

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表	15
---	----

議案第 11 号関係

壱岐市手数料条例新旧対照表	17
---------------	----

議案第 12 号関係

壱岐市介護保険条例新旧対照表	18
----------------	----

議案第 13 号関係

壱岐市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表	20
-----------------------	----

議案第 15 号関係

壱岐市都市公園条例新旧対照表	22
----------------	----

議案第 16 号関係

壱岐市道路占用料徴収条例新旧対照表	23
-------------------	----

議案第 17 号関係

壱岐市体育施設条例新旧対照表 30

議案第 18 号関係

壱岐市火災予防条例新旧対照表 32

議案第 19 号関係

壱岐市消防関係手数料条例新旧対照表 34

壱岐市附属機関設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考		
本則及び附則 (略)	本則及び附則 (略)			
別表 (第2条関係)	別表 (第2条関係)			
ア 市長の附属機関	ア 市長の附属機関			
名称	担任する事務	名称	担任する事務	
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	
壱岐市三島航路事業運営委員会	市長の諮問に応じ、三島航路に関する計画全般及びその他重要事項について調査審議すること。	壱岐市三島航路事業運営委員会	市長の諮問に応じ、三島航路に関する計画全般及びその他重要事項について調査審議すること。	
壱岐市都市計画審議会	<u>都市計画法 (昭和43年法律第100号) により、その権限に属させられた事項及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。</u>			
壱岐市景観審議会	(1) 壱岐市景観計画の変更及び壱岐市景観条例 (平成27年壱岐市条例第17号) の改正について審議すること。 (2) 届出制度に伴い、景観法 (平成16年法律第110号) に基づく勧告、命令等に対する意見を述べること。 (3) 大きく景観へ影響を及ぼすおそれのある計画に対して助言すること。	壱岐市景観審議会	(1) 壱岐市景観計画の変更及び壱岐市景観条例 (平成27年壱岐市条例第17号) の改正について審議すること。 (2) 届出制度に伴い、景観法 (平成16年法律第110号) に基づく勧告、命令等に対する意見を述べること。 (3) 大きく景観へ影響を及ぼすおそれのある計画に対して助言すること。	
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)	
イ 教育委員会の附属機関	イ 教育委員会の附属機関			
名称	担任する事務	名称	担任する事務	
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	

<p>壱岐市小・中学校結核対策委員会</p>	<p>壱岐市小・中学校における結核対策の管理方針を検討するとともに、児童生徒の結核対策に専門的な役割を果たすために必要な事項を協議すること。</p>	<p>壱岐市小・中学校結核対策委員会</p>	<p>壱岐市小・中学校における結核対策の管理方針を検討するとともに、児童生徒の結核対策に専門的な役割を果たすために必要な事項を協議すること。</p>
		<p>壱岐市いきっこ留学制度運営委員会</p>	<p>壱岐市いきっこ留学制度に関する重要な事項を協議決定し、制度の運営について審議すること。</p>
<p>壱岐市学校給食運営委員会</p>	<p>学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議すること。</p>	<p>壱岐市学校給食運営委員会</p>	<p>学校給食に関する重要な事項を協議決定し、給食センターの運営について審議すること。</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>	<p>(以下略)</p>

壱岐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行					改正案					備考
本則及び附則 (略)					本則及び附則 (略)					
別表 (第2条、第5条関係)					別表 (第2条、第5条関係)					
区分		報酬の額 (円)		費用弁償 (略)	区分		報酬の額 (円)		費用弁償 (略)	
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)		(中略)	(中略)	(中略)	(中略)		
43	奨学生選考委員	日額	5,700		43	奨学生選考委員	日額	5,700		
					44	いきっこ留学制度 運営委員	日額	5,700		
44	学校給食運営委員	日額	5,700		45	学校給食運営委員	日額	5,700		
45	盈科小学校学校医、 石田小学校学校医、 郷ノ浦中学校学校 医、芦辺中学校学校 医	年額	192,000		46	盈科小学校学校医、 石田小学校学校医、 郷ノ浦中学校学校 医、芦辺中学校学校 医	年額	192,000		
46	前項以外の市内小 中学校学校医	年額	128,000		47	前項以外の市内小 中学校学校医	年額	128,000		
47	盈科小学校学校歯 科医、石田小学校学 校歯科医、郷ノ浦中 学校学校歯科医、芦 辺中学校学校歯科 医	年額	183,000		48	盈科小学校学校歯 科医、石田小学校学 校歯科医、郷ノ浦中 学校学校歯科医、芦 辺中学校学校歯科 医	年額	183,000		
48	前項以外の市内小 中学校学校歯科医	年額	122,000		49	前項以外の市内小 中学校学校歯科医	年額	122,000		
49	学校薬剤師	年額	30,000		50	学校薬剤師	年額	30,000		

50	幼稚園園長	年額	77,000
51	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	128,000
52	前項以外の市内幼稚園嘱託医	年額	42,600
53	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	122,000
54	前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医	年額	37,300
55	幼稚園薬剤師	年額	18,700
56	武生水保育所嘱託医	年額	128,000
57	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託医	年額	42,600
58	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
59	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託歯科医	年額	37,300
60	生活保護嘱託医	月額	52,000
61	生活保護嘱託精神	月額	33,000

51	幼稚園園長	年額	77,000
52	郷ノ浦幼稚園嘱託医	年額	128,000
53	前項以外の市内幼稚園嘱託医	年額	42,600
54	郷ノ浦幼稚園嘱託歯科医	年額	122,000
55	前項以外の市内幼稚園嘱託歯科医	年額	37,300
56	幼稚園薬剤師	年額	18,700
57	武生水保育所嘱託医	年額	128,000
58	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託医	年額	42,600
59	武生水保育所嘱託歯科医	年額	122,000
60	前項以外の市内公立認可保育所、へき地保育所及び認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）嘱託歯科医	年額	37,300
61	生活保護嘱託医	月額	52,000
62	生活保護嘱託精神	月額	33,000

5

	科医		
62	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
63	産業医	年額	120,000
64	その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	

	科医		
63	認知症地域支援嘱託医	月額	20,000
64	産業医	年額	120,000
65	その他の附属機関の構成員及び非常勤職員	予算の範囲内で市長が定める額	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の5の規定に基づき、職員（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員中市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除いた職員を含む。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第32条まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）<u>第13条</u>の規定に基づき、職員（教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員中市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を除いた職員を含む。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第32条まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95</u>を</p>	

7

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉
手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

以下 (略)

乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉
手当基礎額に、6月に支給する場合には100分
の40、12月に支給する場合には100分の4
5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

以下 (略)

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第32条まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第32条まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第30条第2項中「、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第6条関係) 特定任期付職員給料表</p> <table border="1" data-bbox="203 1246 1055 1437"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>372,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>420,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>372,000円</u>	2	<u>420,000円</u>	(以下略)	(以下略)	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第6条関係) 特定任期付職員給料表</p> <table border="1" data-bbox="1122 1246 1973 1437"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td><u>373,000円</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td><u>421,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	<u>373,000円</u>	2	<u>421,000円</u>	(以下略)	(以下略)	
号給	給料月額																	
1	<u>372,000円</u>																	
2	<u>420,000円</u>																	
(以下略)	(以下略)																	
号給	給料月額																	
1	<u>373,000円</u>																	
2	<u>421,000円</u>																	
(以下略)	(以下略)																	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第1条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第2条関係】

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の15.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の17.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の15.7.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

13

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第3条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例及び壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例【第4条関係】

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (期末手当) 第7条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 以下 (略)</p>	

彦岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第14条まで (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第14条まで (略)</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	

2 (略)

以下 (略)

2 (略)

以下 (略)

17

壱岐市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案				備考	
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)					
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)					
番号	手数料を徴収する事項	単位		金額	番号	手数料を徴収する事項	単位		金額
(中略)	(中略)	(中略)		(中略)	(中略)	(中略)	(中略)		(中略)
49	(略)	(略)		(略)	49	(略)	(略)		(略)
					50	指定居宅介護支援事業者 指定申請	1件につき		12,000円
					51	指定居宅介護支援事業者 指定更新申請	1件につき		8,000円
50	(略)	(略)	(略)	(略)	52	(略)	(略)		(略)
51	(略)	(略)		(略)	53	(略)	(略)		(略)
52	(略)	(略)		(略)	54	(略)	(略)		(略)

壱岐市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第4条まで (略) (保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>31, 500円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>37, 800円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>47, 300円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>56, 800円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>63, 100円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>75, 700円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>82, 000円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>94, 700円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>107, 300円</u></p> <p>2 <u>所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料の額は、同号の規定にかかわらず、28, 400円とする。</u></p> <p>第6条から第14条まで (略) (罰則)</p> <p>第15条及び第16条 (略)</p> <p>第17条 被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被</u></p>	<p>第1条から第4条まで (略) (保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36, 800円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>44, 200円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>55, 300円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>66, 300円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>73, 700円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>88, 400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>95, 800円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>110, 600円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>125, 300円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33, 100円とする。</u></p> <p>第6条から第14条まで (略) (罰則)</p> <p>第15条及び第16条 (略)</p> <p>第17条 被保険者、<u>被保険者の配偶者若しくは被保険者の属す</u></p>	

19

保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

以下 (略)

る世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

以下 (略)

壱岐市後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(同項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、壱岐市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、壱岐市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する<u>特定住所変更</u>に係る同号に規定する継続入院等の際、壱岐市に住所を有していた被保険者</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(同項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際、壱岐市に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、壱岐市に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号<u>(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する<u>特定住所変更</u>に係る同号に規定する継続入院等の際、壱岐市に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの</u></p>	

21

第4条から第8条まで (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例)

第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 1月4日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月28日まで

第9期 3月1日から同月31日まで

2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「市長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

規定により壱岐市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

第4条から第8条まで (略)

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

壱岐市都市公園条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第2条の2まで (略) (公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の3 (略) 2～5 (略)</p> <p>第3条から第10条まで (略) (使用料)</p> <p>第11条 法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項及び第6条の2第2項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を市長に納付しなければならない。</p> <p>第12条及び第13条 (略) (監督処分)</p> <p>第14条 (略) 2 (略)</p> <p>第15条 (略) (公園予定地及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第16条 第3条から前条までの規定は、法第23条第1項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第2条の2まで (略) (公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の3 (略) 2～5 (略)</p> <p><u>6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>第3条から第10条まで (略) (使用料)</p> <p>第11条 法第6条第1項若しくは第3項、<u>第3条第1項若しくは第3項又は第7条第2項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を市長に納付しなければならない。</u></p> <p>第12条及び第13条 (略) (監督処分)</p> <p>第14条 (略) 2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定に基づく処分により生じた損害については、市は、その賠償の責めを負わない。</u></p> <p>第15条 (略) (公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第16条 第3条から前条までの規定は、<u>法第33条第4項に規定する公園予定区域</u>又は予定公園施設について準用する。</p> <p>以下 (略)</p>	

23

壱岐市道路占用料徴収条例 新旧対照表

現行				改正案				備考
本則及び附則 (略)				本則及び附則 (略)				
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)				
占用物件		占用料		占用物件		占用料		
		単位	金額			単位	金額	
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	310	第1種電柱	1本につき1年	300		
	第2種電柱		480	第2種電柱		470		
	第3種電柱		650	第3種電柱		630		
	第1種電話柱		280	第1種電話柱		270		
	第2種電話柱		450	第2種電話柱		440		
	第3種電話柱		620	第3種電話柱		600		
	その他の柱類		28	その他の柱類		27		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3		
	地下に設ける電線その他の線類		2	地下に設ける電線その他の線類		2		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270		
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	170	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	160		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	560	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	540		
	郵便差出箱及び信書便差出箱		240	郵便差出箱及び信書便差出箱		230		

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>760</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>560</u>
法第3条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>12</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>17</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>25</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>34</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>50</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>67</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>120</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未		<u>170</u>

	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>670</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>540</u>
法第3条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>11</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>16</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>24</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>33</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>49</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>65</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>110</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未		<u>160</u>

25

	満のもの			
	外径が1メートル以上のも			340
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室に掲げる施設	階数が1のもの の 階数が2のもの の 階数が3以上のもの	1年	Aに0.004 を乗じて得た額 Aに0.007 を乗じて得た額 Aに0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			380
	地下に設ける通路			230
	その他のもの			560
法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	8
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	76
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	76
	標識		1本につき1年	450
	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	8

	満のもの			
	外径が1メートル以上のも			330
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室に掲げる施設	階数が1のもの の 階数が2のもの の 階数が3以上のもの	1年	Aに0.005 を乗じて得た額 Aに0.008 を乗じて得た額 Aに0.01を 乗じて得た額
	上空に設ける通路			340
	地下に設ける通路			200
	その他のもの			540
法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	7
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	67
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67
	標識		1本につき1年	440
	旗ざお	祭礼、縁日	1本につき1日	7

	の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの		
	その他のもの	1本につき1月	<u>7 6</u>
幕（令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。）	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	<u>8</u>
	その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	<u>7 6</u>
アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	<u>7 6 0</u>
	その他のもの		<u>3 8 0</u>
令第7条第2号に掲げる工作 物	占用面積1平方 メートルにつき		<u>5 6 0</u>
令第7条第3号に掲げる施設	1年	Aに <u>0. 0 2 8</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事 用施設及び同条第5号に掲げ る工事用材料	占用面積1平方 メートルにつき 1月		<u>7 6</u>
令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲げ る施設			<u>5 6</u>
令第7 条第8	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に	占用面積1平方 メートルにつき	Aに <u>0. 0 2</u> を 乗じて得た額

	の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの		
	その他のもの	1本につき1月	<u>6 7</u>
幕（令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。）	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	<u>7</u>
	その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	<u>6 7</u>
アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	<u>6 7 0</u>
	その他のもの		<u>3 4 0</u>
令第7条第2号に掲げる工作 物	占用面積1平方 メートルにつき		<u>5 4 0</u>
令第7条第3号に掲げる施設	1年	Aに <u>0. 0 3 4</u> を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事 用施設及び同条第5号に掲げ る工事用材料	占用面積1平方 メートルにつき 1月		<u>6 7</u>
令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲げ る施設			<u>5 4</u>
令第7 条第8	トンネルの上又は高 架の道路の路面下（	占用面積1平方 メートルにつき	Aに <u>0. 0 2 4</u> を乗じて得た額

27

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">号に掲げる施設</td> <td style="width: 25%;">設けるもの</td> <td style="width: 25%;">1年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上空に設けるもの</td> <td></td> <td>Aに<u>0.02</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>Aに<u>0.028</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>令第7条第9号に掲げる施設</td> <td>建築物</td> <td></td> <td>Aに<u>0.02</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>Aに<u>0.014</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td>建築物</td> <td></td> <td>Aに<u>0.02</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>Aに<u>0.014</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>令第17条</td> <td>トンネルの上又は高架の道路の路面下に</td> <td></td> <td>Aに<u>0.02</u>を乗じて得た額</td> </tr> </table>	号に掲げる施設	設けるもの	1年			上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額										その他のもの		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	令第17条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">号に掲げる施設</td> <td style="width: 25%;">当該路面下の地下を除く。)に設けるもの</td> <td style="width: 25%;">1年</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>上空に設けるもの</td> <td></td> <td>Aに<u>0.024</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの</td> <td></td> <td>階数が1のもの Aに<u>0.005</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>階数が2のもの Aに<u>0.008</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>階数が3以上のもの Aに<u>0.01</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>Aに<u>0.034</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>令第7条第9号に掲げる施設</td> <td>建築物</td> <td></td> <td>Aに<u>0.024</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>Aに<u>0.017</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場</td> <td>建築物</td> <td></td> <td>Aに<u>0.024</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>Aに<u>0.017</u>を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>令第7条第17条</td> <td>トンネルの上又は高架の道路の路面下に</td> <td></td> <td>Aに<u>0.024</u>を乗じて得た額</td> </tr> </table>	号に掲げる施設	当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	1年			上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		階数が1のもの Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額				階数が2のもの Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額				階数が3以上のもの Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	令第7条第17条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
号に掲げる施設	設けるもの	1年																																																																																			
	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額																																																																																		
	その他のもの		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額																																																																																		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額																																																																																		
	その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額																																																																																		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額																																																																																		
	その他のもの		Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額																																																																																		
令第17条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に		Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額																																																																																		
号に掲げる施設	当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	1年																																																																																			
	上空に設けるもの		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額																																																																																		
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの		階数が1のもの Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額																																																																																		
			階数が2のもの Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額																																																																																		
			階数が3以上のもの Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額																																																																																		
	その他のもの		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額																																																																																		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額																																																																																		
	その他のもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額																																																																																		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額																																																																																		
	その他のもの		Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額																																																																																		
令第7条第17条	トンネルの上又は高架の道路の路面下に		Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額																																																																																		

1号に設けるもの		
掲げる	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
応急仮設建築物	その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを

1号に設けるもの		
掲げる	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
応急仮設建築物	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを

除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

壱岐市体育施設条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																																																																																																
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 421 1055 703"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>筒城グラウンド</td> <td>壱岐市石田町筒城仲触1856番地7</td> </tr> <tr> <td>石田テニスコート</td> <td>壱岐市石田町石田西触1225番地1</td> </tr> <tr> <td>学校開放施設 (略)</td> <td>壱岐市立小・中学校体育館 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条から第9条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="203 938 1055 1453"> <thead> <tr> <th>体育施設</th> <th>区分</th> <th colspan="5">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td colspan="5">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">筒城グラウンド 夜間照明施設</td> <td rowspan="2">利用者</td> <td colspan="5">30分以内800円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">30分増すごとに800円を追加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">石田テニスコ ート</td> <td rowspan="2">一般</td> <td rowspan="2">1面</td> <td>1時間</td> <td>半日</td> <td>終日</td> <td rowspan="2">夜間照 明施設</td> </tr> <tr> <td>150円</td> <td>430円</td> <td>860円</td> </tr> <tr> <td>高校生 以下</td> <td>1面</td> <td>1時間</td> <td>半日</td> <td>終日</td> <td>30分 310 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>70円</td> <td>210円</td> <td>430円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校開放施設</td> <td>利用者</td> <td>体育館</td> <td>1回</td> <td colspan="3">510円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(中略)	(中略)	筒城グラウンド	壱岐市石田町筒城仲触1856番地7	石田テニスコート	壱岐市石田町石田西触1225番地1	学校開放施設 (略)	壱岐市立小・中学校体育館 (略)	体育施設	区分	使用料					(中略)	(中略)	(中略)					筒城グラウンド 夜間照明施設	利用者	30分以内800円					30分増すごとに800円を追加					石田テニスコ ート	一般	1面	1時間	半日	終日	夜間照 明施設	150円	430円	860円	高校生 以下	1面	1時間	半日	終日	30分 310 円				70円	210円	430円		学校開放施設	利用者	体育館	1回	510円			<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1122 421 1973 703"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>筒城グラウンド</td> <td>壱岐市石田町筒城仲触1856番地7</td> </tr> <tr> <td>学校開放施設 (略)</td> <td>壱岐市立小・中学校体育館 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条から第9条まで (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1122 938 1973 1453"> <thead> <tr> <th>体育施設</th> <th>区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> <td colspan="2">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">筒城グラウンド 夜間照明施設</td> <td rowspan="2">利用者</td> <td colspan="2">30分以内800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">30分増すごとに800円を追加</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校開放施設</td> <td>利用者</td> <td>体育館</td> <td>1回 510円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(中略)	(中略)	筒城グラウンド	壱岐市石田町筒城仲触1856番地7	学校開放施設 (略)	壱岐市立小・中学校体育館 (略)	体育施設	区分	使用料		(中略)	(中略)	(中略)		筒城グラウンド 夜間照明施設	利用者	30分以内800円		30分増すごとに800円を追加						学校開放施設	利用者	体育館	1回 510円	
名称	位置																																																																																																	
(中略)	(中略)																																																																																																	
筒城グラウンド	壱岐市石田町筒城仲触1856番地7																																																																																																	
石田テニスコート	壱岐市石田町石田西触1225番地1																																																																																																	
学校開放施設 (略)	壱岐市立小・中学校体育館 (略)																																																																																																	
体育施設	区分	使用料																																																																																																
(中略)	(中略)	(中略)																																																																																																
筒城グラウンド 夜間照明施設	利用者	30分以内800円																																																																																																
		30分増すごとに800円を追加																																																																																																
石田テニスコ ート	一般	1面	1時間	半日	終日	夜間照 明施設																																																																																												
			150円	430円	860円																																																																																													
	高校生 以下	1面	1時間	半日	終日	30分 310 円																																																																																												
			70円	210円	430円																																																																																													
学校開放施設	利用者	体育館	1回	510円																																																																																														
名称	位置																																																																																																	
(中略)	(中略)																																																																																																	
筒城グラウンド	壱岐市石田町筒城仲触1856番地7																																																																																																	
学校開放施設 (略)	壱岐市立小・中学校体育館 (略)																																																																																																	
体育施設	区分	使用料																																																																																																
(中略)	(中略)	(中略)																																																																																																
筒城グラウンド 夜間照明施設	利用者	30分以内800円																																																																																																
		30分増すごとに800円を追加																																																																																																
学校開放施設	利用者	体育館	1回 510円																																																																																															

3 1

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
以下 (略)			以下 (略)		

壱岐市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、<u>第18号の2ア</u>に掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。</p> <p>(11)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3条の2から第4条まで (略)</p> <p>(ストーブ)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号まで及び第17号オを除く。)の規定を準用する。</p> <p>第6条から第46条の2まで (略)</p> <p>(タンクの水張検査等)</p> <p>第47条 消防長は、<u>前条第1項</u>の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置を講ずること。ただし、<u>第18号の2イ</u>に掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。</p> <p>(11)～(19) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第3条の2から第4条まで (略)</p> <p>(ストーブ)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第11号から第14号まで及び第17号ホを除く。)の規定を準用する。</p> <p>第6条から第46条の2まで (略)</p> <p>(タンクの水張検査等)</p> <p>第47条 消防長は、<u>第46条第1項</u>の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p>	

3 3

第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手續は、規則で定める。

以下 (略)

以下 (略)

壱岐市消防関係手数料条例 新旧対照表

現行					改正案					備考
本則及び附則 (略)					本則及び附則 (略)					
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)					
手数料を納付すべき者	区分		単位	金額	手数料を納付すべき者	区分		単位	金額	
(略)			(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	
② 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	② 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	
	特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の政令第2条第2号に規定する屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	指定数量の倍数が100以下のもの	1件	20,000円		政令第2条第2号に規定する屋外タンク貯蔵所(政令第8条の2の3第3項に規定する特定屋外タンク貯蔵所(以下「特定屋外タンク貯蔵所」という。)、政令第11条第1項第3号の3に規定する準特定屋外タンク貯蔵所(以下「準特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び政令第	指定数量の倍数が100以下のもの	1件	20,000円	
		指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	1件	26,000円			指定数量の倍数が100を超え10,000以下のもの	1件	26,000円	

	指定数量の倍数が10,000を超えるもの	1件	39,000円
政令第11条第1項第3号に規定する準特定屋外タンク貯蔵所（以下「準特定屋外タンク貯蔵所」という。）（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		1件	530,000円
政令第8条の2の3第3項に規定する特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根及び浮き蓋を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	830,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件	1,010,000円
	危険物の貯蔵最大数量が	1件	1,120,000円

8条の2第3項第1号に規定する岩盤タンク（以下「岩盤タンク」という。）に係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	指定数量の倍数が10,000を超えるもの	1件	39,000円
準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）		1件	570,000円
特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根及び浮き蓋を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第5号。以下「規則」という。）第2	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	880,000円
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件	1,070,000円
	危険物の貯蔵最大数量が	1件	1,200,000円

<u>第55号。</u> <u>以下「規則」とい</u> <u>う。）第2</u> <u>0条の4</u> <u>第2項第</u> <u>3号に定</u> <u>める構造</u> <u>を有しな</u> <u>ければな</u> <u>らないも</u> <u>のに係る</u> <u>特定屋外</u> <u>タンク貯</u> <u>蔵所（以下</u> <u>「浮き屋</u> <u>根式特定</u> <u>屋外タン</u> <u>ク貯蔵所</u> <u>及び浮き</u> <u>蓋付特定</u> <u>屋外タン</u> <u>ク貯蔵所</u> <u>という。）</u> <u>及び岩盤</u> <u>タンクに</u> <u>係る屋外</u> <u>タンク貯</u>	10,000 キロリ ットル以上 50,000 キロリ ットル未満の もの		
	危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリ ットル以上 100,000 キロリ ットル未満の もの	1件	1,420,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の もの	1件	1,660,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の もの	1件	3,880,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が	1件	5,100,000円

<u>0条の4</u> <u>第2項第</u> <u>3号に定</u> <u>める構造</u> <u>を有しな</u> <u>ければな</u> <u>らないも</u> <u>のに係る</u> <u>特定屋外</u> <u>タンク貯</u> <u>蔵所（以下</u> <u>「浮き屋</u> <u>根式特定</u> <u>屋外タン</u> <u>ク貯蔵所</u> <u>及び浮き</u> <u>蓋付特定</u> <u>屋外タン</u> <u>ク貯蔵所</u> <u>という。）</u> <u>及び岩盤</u> <u>タンクに</u> <u>係る屋外</u> <u>タンク貯</u> <u>蔵所を除</u> <u>く。）</u>	10,000 キロリ ットル以上 50,000 キロリ ットル未満の もの		
	危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリ ットル以上 100,000 キロリ ットル未満の もの	1件	1,520,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の もの	1件	1,780,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の もの	1件	4,070,000円
	危険物の貯蔵 最大数量が	1件	5,340,000円

蔵所を除く。)	300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの		
	危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル以上の もの	1 件	<u>6,290,000 円</u>
浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上5,000 キロリットル 未満のもの	1 件	<u>1,130,000 円</u>
	危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリッ トル以上 10,000 キロリ ットル未満の もの	1 件	<u>1,340,000 円</u>
	危険物の貯蔵 最大数量が 10,000 キロリ ットル以上 50,000 キロリ	1 件	<u>1,500,000 円</u>

	300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満のもの		
	危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル以上の もの	1 件	<u>6,490,000 円</u>
浮き屋根 式特定屋 外タンク 貯蔵所及 び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯蔵所	危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上5,000 キロリットル 未満のもの	1 件	<u>1,180,000 円</u>
	危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリッ トル以上 10,000 キロリ ットル未満の もの	1 件	<u>1,410,000 円</u>
	危険物の貯蔵 最大数量が 10,000 キロリ ットル以上 50,000 キロリ	1 件	<u>1,580,000 円</u>

ットル未満のもの		
危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリ ットル以上 100,000 キロリ ットル未満の もの	1 件	<u>1,830,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の もの	1 件	<u>2,140,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の もの	1 件	<u>4,350,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ	1 件	<u>5,570,000 円</u>

ットル未満のもの		
危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリ ットル以上 100,000 キロリ ットル未満の もの	1 件	<u>1,940,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の もの	1 件	<u>2,260,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の もの	1 件	<u>4,550,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ	1 件	<u>5,820,000 円</u>

		ットル未満のもの		
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件	<u>6,770,000円</u>
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件	<u>5,750,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件	<u>7,250,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件	<u>10,700,000円</u>
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
⑥ 消防法第11条	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
	政令第8条の2第	危険物の貯蔵最大数量が	1件	<u>410,000円</u>

		ットル未満のもの		
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1件	<u>7,070,000円</u>
	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件	<u>5,930,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件	<u>7,470,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件	<u>10,900,000円</u>
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
⑥ 消防法第11条	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
	政令第8条の2第	危険物の貯蔵最大数量が	1件	<u>420,000円</u>

第1項前段の規定による設置の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	5項に規定する基礎・地盤検査	1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>540,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>700,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の	1件	<u>920,000円</u>

第1項前段の規定による設置の許可に係る完成検査前検査を受けようとする者	5項に規定する基礎・地盤検査	1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>560,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>730,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の	1件	<u>960,000円</u>

特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>1,040,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>1,600,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>1,820,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が	1件	<u>2,030,000円</u>

特定屋外タンク貯蔵所		
危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>1,090,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>1,660,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>1,900,000円</u>
危険物の貯蔵最大数量が	1件	<u>2,120,000円</u>

	400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所		
政令第8条の2第5項に規定する溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>490,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>630,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>990,000円</u>

	400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所		
政令第8条の2第5項に規定する溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>530,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>680,000円</u>
	危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1件	<u>1,030,000円</u>

危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリ ットル以上 100,000 キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件	<u>1,310,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件	<u>1,720,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件	<u>3,320,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上	1件	<u>4,060,000 円</u>

危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリ ットル以上 100,000 キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件	<u>1,410,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件	<u>1,780,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の 特定屋外タン ク貯蔵所	1件	<u>3,430,000 円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上	1件	<u>4,190,000 円</u>

	400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	4,650,000 円
政令第8条の2第5項に規定する岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件	9,100,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上500,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	12,400,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が500,000 キロリットル以上の	1 件	17,000,000 円

	400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	4,800,000 円
政令第8条の2第5項に規定する岩盤タンク検査	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件	9,320,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000 キロリットル以上500,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件	12,600,000 円
	危険物の貯蔵最大数量が500,000 キロリットル以上の	1 件	17,300,000 円

4 5

		特定屋外タンク貯蔵所		
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
⑧ 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	<u>310,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件	<u>430,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件	<u>720,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリ	1件	<u>960,000円</u>

		特定屋外タンク貯蔵所		
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
⑧ 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受けようとする者	特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件	<u>320,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件	<u>460,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1件	<u>750,000円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリ	1件	<u>1,020,000円</u>

ットル未満のもの		
危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満の もの	1件	<u>1,210,000円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満の もの	1件	<u>2,950,000円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満の もの	1件	<u>3,620,000円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上の もの	1件	<u>4,170,000円</u>

ットル未満のもの		
危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満の もの	1件	<u>1,300,000円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満の もの	1件	<u>3,150,000円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満の もの	1件	<u>3,870,000円</u>
危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上の もの	1件	<u>4,460,000円</u>

47

岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件	2,660,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件	3,190,000円
	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件	4,790,000円
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

以下 (略)

岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1件	2,690,000円
	危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1件	3,230,000円
	危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1件	4,830,000円
(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
(以下略)	(以下略)	(以下略)	(以下略)

以下 (略)

平成 2 9 年度 3 月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月補正予算主要事業一覧	2～25
3. 繰越明許費	26～33
4. 基金の状況（見込み）	34



高 岐 市

平成29年度吉崎市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		27,264,278	△ 1,006,608	26,257,670	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	5,535,428	△ 274,149	5,261,279
		診療施設勘定	117,388	△ 7,035	110,353
		計	5,652,816	△ 281,184	5,371,632
	後期高齢者医療事業特別会計		318,701	8,000	326,701
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,480,688	19,067	3,499,755
		介護サービス事業勘定	30,540		30,540
		計	3,511,228	19,067	3,530,295
	下水道事業特別会計		462,167	△ 13,259	448,908
	三島航路事業特別会計		130,735	396	131,131
	農業機械銀行特別会計		137,589		137,589
合 計		10,213,236	△ 266,980	9,946,256	
一般会計、特別会計の合計		37,477,514	△ 1,273,588	36,203,926	

○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	平成29年度	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	967,267	497	967,764
	収益的支出	967,564	△183	967,381
	資本的収入	126,480	12,472	138,952
	資本的支出	271,280	1,512	272,792

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他	
2	総務費	1 総務管理費	6 企画費	ふるさと応援寄附金	307,375	110,000	417,375				80,000
2	総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	滞在型観光促進事業	30,770	△ 8,823	21,947		△ 4,853		
				長崎県離島航路航空路運賃低廉化協議会負担金	83,372	△ 21,000	62,372				
				滞在型観光割引事業	24,075	△ 8,075	16,000				
				離島輸送コスト支援事業（農林）	106,167	△ 33,212	72,955	△ 24,904	△ 4,154		

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
30,000		吉崎市ふるさと応援寄附金の増加に伴い、基金積立及び返礼品、クレジットカード決済手数料など事務諸経費を計上する。 (H30.1末現在) 寄附申込額：253,114千円 当初予算比：約1.4倍 ※寄附金決算見込額 ：260,000千円	1	4	吉崎市ふるさと納税推進事業実施要綱	本市へのふるさと納税を推進し、財源の確保及び地場産業の活性化を図る。	政策企画課	22～ 23
△ 3,970		市事業である特定有人国境離島における滞在型観光に向けた仕組みづくりや情報発信事業。 国：55% 市：45%	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。	観光工商課	22～ 23
△ 21,000		住民の航路運賃をJR運賃並み、航空路運賃を新幹線並みまで低廉化する経費の一部を支援するもので、決算見込みによる減額を行う。	5	2	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域の地域社会の維持	総務課	22～ 23
△ 8,075		県事業である特定有人国境離島における滞在型（体験を含む）旅行商品の企画・販売を行う「しま旅滞在促進事業」及び情報発信事業に係る各市町負担金。 国：55% 県：22.5% 各市町負担金：22.5%	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	本年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。	観光工商課	22～ 23
△ 4,154		実績見込みによる減額 移出（農産品） 移入（肥料・飼料）	1	1	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。 (交付率) 国6/10、県1/10、市1/10	農林課	22～ 25

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
2 総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	離島輸送コスト支援事業（水産）	83,686	3,867	87,553	2,901	483		
			創業事業拡大支援事業	342,210	△ 92,106	250,104		△ 76,753		
			しまづくり事業	7,000	△ 2,000	5,000		△ 988		
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	臨時福祉給付金事業	162,679	△ 21,727	140,952	△ 10,500			
			こども福祉医療事業（小学生＋中学生）	74,640	△ 20,000	54,640			△ 18,000	

【沓岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
483		対象事業者の取り扱い数量実績 見込みによる増額	1	2	有人国境 離島地域 の保全及 び特定有 人国境離 島地域に 係る地域 社会の維 持に關す る特別措 置法	魚介類（生鮮、冷凍もの）の移出及 びエサ等の移入にかかる費用に対す る支援 （交付率） 国6/10、県1/10、市1/10	水産 課	22～ 25
△ 15,353		特定有人国境離島地域における創 業・事業環境の不利性に鑑み、民間 事業者が雇用増を伴う創業または事 業拡大を行う場合の設備投資資金 や、人件費、広告宣伝費などの運転 資金を最長5年間支援する。 ●創業支援 事業費上限600万円まで ●事業拡大（設備投資有） 事業費上限1,600万円まで ●事業拡大（設備投資無） 事業費上限1,200万円まで ■交付率 国1/2、県1/8、市1/8	1	4	有人国境 離島地域 の保全及 び特定有 人国境離 島地域に 係る地域 社会の維 持に關す る特別措 置法	特定有人国境離島地域における創業 事業の拡大を支援する。	観光 商工 課	24～ 25
△ 1,012		体験事業者等において、地域の 特徴等を活かした滞在型観光に 繋がる体験や仕組みづくりに対 する取り組みを支援する。 国：55% 県：22.5% 市：22.5%	1	5	有人国境 離島地域 の保全及 び特定有 人国境離 島地域に 係る地域 社会の維 持に關す る特別措 置法	本年4月施行の有人国境離島法に おいて、特定有人国境離島地域の活 性化を図るうえで観光振興は欠かす ことの出来ない重要な施策として、 滞在型観光促進事業が創設されたた ことに伴い、沓岐の独自性のある滞 在時間を延ばす効果のある着地型観 光サービスの開発や磨き上げの取り 組みが必要であり、また求められて いる。	観光 商工 課	24～ 25
△ 11,227		実績見込みによる減額 ●臨時福祉給付金	2	3	・臨時福 祉給付金 支給要領 ・沓岐市 臨時福祉 給付金支 給事業実 施要綱	平成26年4月に実施された消費税増 税に伴う低所得者への負担の影響を 緩和するため、暫定的・臨時的な措 置として、臨時福祉給付金を支給す る。	市民 福祉 課	26～ 29
△ 2,000		新規事業により申し込み・給付 申請共に見込みより少なかった 為、減額	2	5	沓岐市福 祉医療費 の支給に 關する条 例	乳幼児、こども、ひとり親家庭の児 童及び親、寡婦等に対し、医療費の 一部を支給することにより、福祉の 増進を図ることを目的とする。	こども 家庭 課	28～ 29

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	障害者自立支援事業 (障害福祉サービス)	664,214	21,874	686,088	10,936	5,468		
		4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業特別会計繰出金	504,571	△ 40,051	464,520	△ 4,175	△ 15,934		
			直営診療施設勘定繰出金	11,717	10,887	22,604				
	5 介護保険事業費	介護保険事業特別会計繰出金	540,741	△ 1,354	539,387					
	2 児童福祉費	2 児童措置費	児童扶養手当給付費	167,627	△ 12,000	155,627	△ 4,000			

【彦岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
5,470		障害者総合支援法に伴う、障害福祉サービス、補装具購入に対して給付を行う。 施設入所系サービス利用者の増加に対する給付を行う。	2	4	障害者総合支援法	障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す	市民福祉課	28～ 29
△ 19,942		国民健康保険基盤安定負担金及び財政安定化支援事業繰入金額の決定による減額を行う。	2	1	国民健康保険法第72条3	市町村は、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して、政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険特別会計に繰り出しを行う。	保険課	28～ 29
10,887		平成29年度の国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の決算が赤字となる見込みであるため、一般会計からの繰り入れを行う。	2	1	地方自治法第208条	平成29年度の国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の決算が赤字となる見込みであるため、地方自治法第208条の規定に基づき一般会計繰出金を計上する。	保険課	28～ 29
△ 1,354		介護保険特別会計における事務処理手数料（主治医意見書作成料）の減額に伴う事務費繰出金の減額を行う。	2	1	介護保険法第124条	保険者として介護保険事業の運営に必要な事務費相当額を一般会計より介護保険事業特別会計へ繰り出しを行う。	保険課	28～ 29
△ 8,000		実績見込みによる減額	2	4	児童扶養手当法	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上を目的として支援を行う。	こども家庭課	30～ 31

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財		源	
							国費	県費	地方債	その他
3 民生費	2 児童福祉費	2 児童措置費	児童手当給付費	458,904	△ 29,500	429,404	△ 22,000	△ 6,000		
		4 保育所費	石田町幼保連携型認定こども園（設計業務）	15,300	△ 3,199	12,101			△ 3,100	
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	がん健診事業	46,266	1,108	47,374				400
			特定不妊治療費助成金	4,800	△ 2,400	2,400				△ 2,400
		3 環境衛生費	火葬場管理費（設計業務）	57,200	△ 21,884	35,316			△ 20,800	

【沓岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 1,500		実績見込みによる減額	2	4	・児童手当法 ・沓岐市児童手当事務取扱規則	家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的に支援を行う。	こども家庭課	30～31
△ 99		入札執行実績による予算減	2	5	子ども・子育て支援法	石田町幼保連携型認定こども園創設にかかる園舎建設工事、駐車場舗装工事、周辺施設・設備解体工事	こども家庭課	30～31
708		がん検診として、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診を、個別検診・集団健で実施。 前年度より述べ件数で400件以上増えたため、予算を増額要求する。	2	1	がん対策基本法	がん検診を実施することにより、疾病の早期発見・早期治療につなげ、市民の健康増進を図る。なお、検診の実施については、沓岐医師会並びに県内の検診専門機関に委託する。	健康増進課	32～33
0		長崎県の特定不妊治療助成実績が例年8名20件前後ということと今年度新規予算を計上していたが、1月末現在の県への申請状況が3名6件であり、対象者が例年より少なくなっているため減額補正とする。	2	1	—	女性の社会進出が進む中、晩婚化・晩産化となり夫婦が望むタイミングでの妊娠・出産が難しい現状がある。また、保険診療で認められていない特定不妊治療への経済的支援の要望が社会的にも高まっている。	健康増進課	32～33
△ 1,084		改築計画の予定である沓岐葬斎場の工事設計業務の契約実績による減額	3	1	建築基準法	現施設の築約30年経過により、建物や設備の老朽化が見受けられ、さらには機器類の耐用年数の経過し、更新時期を迎えているため改築計画を進める。	環境衛生課	32～33

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
4 衛生費	1 保健衛生費	3 環境衛生費	使用済自動車等海上輸送事業	1,874	750	2,624				750
		4 病院費	長崎県病院企業団(負担金)	488,613	3,363	491,976				
			吉岐地域医療・健康開発研究事業	15,000	△ 14,000	1,000				
	2 清掃費	4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備事業(補助金)	86,365	△ 24,000	62,365		△ 7,000		
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	農地流動化奨励事業(補助金)	10,000	△ 4,000	6,000			△ 3,600	

【沓岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0		使用済み自動車等の廃車後のリサイクルのため離島から本土への海上輸送費の補助金 補助率 8/10 (三島～沓岐本島間 10/10) 平成29年4月から平成30年3月までの実績見込みによる増	3	1	使用済み自動車の再資源化等に関する法律 沓岐市使用済み自動車等海上輸送費補助金要綱	自動車リサイクル法により使用済み自動車に再資源化が求められている。離島については本土までの海上輸送費が事業者の負担となる。そのため再資源をより進めるため離島からの海上輸送費を補助する。	環境衛生課	32～33
3,363		長崎県病院企業団構成団体負担要綱に基づき、本部運営経費、建設改良特別経費、離島医療確保安定経費において、850千円の超過、医療従事者養成経費、児童手当に要する経費、医師給与増高経費、離島医療特別研究研修経費において4,213千円の不足を来したため、増額補正を行う。	2	1	地方公営企業法17条の2	長崎県病院企業団に沓岐病院が加入したことに伴い、長崎県と関係市町(構成団体)間の経費の負担区分を明確にし、病院経営の安定及び市民の健康な生活を確保する。	保険課	32～33
△ 14,000		福岡大学、沓岐医師会、長崎県沓岐病院、県保健所及び沓岐市が連携し、CKD(慢性腎臓病)対策を実施する。また、将来的には健康課題(地域包括ケア、うつ病・自殺予防対策、ロコモティブシンドローム)などにも事業を拡大する予定 【29年度：CKD対策事業】 ①福岡大学による特定健診データからの分析、研究を行う。 ②市へ研究結果やデータをフィードバックし、各種施策に対する助言、研修会、講演会等への講師の派遣や関係機関と連携を図り、CKD予防対策事業を実施する。 ③推進体制として、沓岐病院内に「沓岐地域医療・健康開発研究所」及び「運営会議」を設置する。 【29年度実績】 ①、②については実施済み ③については、当該年度においては研究スタッフ等の確保や諸事情により未設置	2	1	健康増進法ほか	沓岐市全体で医療や健康増進にかかる対策や活動を通じ、学術的な根拠に基づき、研究開発をすすめ、沓岐市民の心身の健康増進と疾病予防に資することを目的とする。	保険課	32～33
△ 17,000		実績見込みによる減額	3	2	沓岐市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 循環型社会形成推進交付金要綱・要領	公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、尿尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。	上下水道課	34～35
△ 400		決算見込みによる減額。	1	1	沓岐市農地流動化補助金交付要綱	農地の賃貸人及び賃借人に補助金を交付することにより、円滑な農地の集積・規模拡大及び有効利用を促進し、経営強化を図ることを目的とする。	農業委員会事務局	34～35

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
5 農林水 産業費	1 農業費	3 農業振 興費	新構造改善加速化支 援事業	24,559	△ 4,852	19,707		△ 3,823		
		4 畜産業 費	肉用牛パワーアップ 事業	23,373	△ 5,981	17,392		△ 5,439		
			地域肉用牛緊急増頭 対策事業	9,600	8,800	18,400				1,400
			地域肉用牛活性化プ ロジェクト推進事業	20,800	△ 4,848	15,952			△ 3,200	
			畜産競争力強化対策 整備事業	13,750	△ 3,800	9,950		△ 3,800		

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 1,029		実績見込みによる減額（1名事業 取り下げ） ●認定農業者（取り下げ） ミトマハウス △1,892千円 ●農事組合法人 箱西 トラクター等導入 △2,960千円	1	1	新構造改 善加速化 支援事業 実施要綱	農林業の一層の発展に向けて「新ながさき農林業・農山村活性化計画」の振興方針に基づき、「収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策強化」、「経営感覚に優れた次代の担い手確保・育成」、「地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり」を推進する。	農林課	34～ 35
△ 542		実績見込みによる減額（1名事業 取り下げ） ●繁殖牛舎 3棟→2棟 堆肥舎 3棟→2棟 △5,981千円	1	1	長崎県肉 用牛パ ワーア ップ事業費 補助金実 施要綱	「新ながさき農林業・農山村活性化計画」等に基づき、建設コスト低減に繋がる低コスト牛舎の導入や、既存牛舎・空き牛舎の補改修・増築、放牧場の整備等により低コストで増頭を目指す経営体を支援する。	農林課	36～ 37
7,400		実績見込みによる増額 ●地域肉用牛緊急増頭対策事業 120頭→230頭 8,800千円	1	1	吉崎市農 業振興対 策事業実 施要領	吉崎市内の飼養頭数は経済環境等により減少している中、肉用牛経営の規模拡大を図る経営体の優良系統牛導入対策事業を推進し、経営基盤強化を図る。	農林課	36～ 37
△ 1,648		実績見込みによる減額 ●淘汰更新による機能向上推進事業 200頭→150頭 △2,500千円 ●遊休施設利用推進事業 △1,348千円 ●緊急増頭対策事業（肥育） 600頭→500頭 △1,000千円	1	1	吉崎市農 業振興対 策事業実 施要領	農業生産活動の活性化と担い手組織の育成、後継者の就農等を推進し、吉岐牛の生産基盤の活性化を図る。また、吉岐牛の市場性を向上させるとともに産地間競争に耐えうる子牛生産地を確立することで、肉用牛飼育農家の維持および経営改善を促進する。	農林課	36～ 37
0		実績見込みによる減額 ●長崎県畜産クラスター構築事業 妊娠牛導入 50頭→12頭 △38頭×275千円 =△10,450千円 繁殖雌牛導入 0頭→38頭 38頭×175千円=6,650千円	1	1	畜産競争 力強化対 策緊急整 備事業実 施要綱	地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性の向上を図る。	農林課	36～ 37

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
5 農林水 産業費	1 農業費	5 農地費	日本型直接支払制度 事業	349,249	△ 11,959	337,290		△ 9,185		
	2 林業費	2 林業振 興費	自然災害防止工事 (測量設計業務/工 事)	127,418	△ 45,868	81,550		△ 21,000		△ 4,200
			被災住居等林地災害 土砂除去事業	35,500	△ 16,000	19,500				
	3 水産業 費	2 水産業 振興費	離島漁業再生支援交 付金事業	215,300	△ 43,450	171,850		△ 31,755		
	4 漁港漁 場整備 費	漁村再生交付金事業 (漁港施設整備工 事)	89,600	△ 20,600	69,000		△ 15,750	△ 4,600		

【吉岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 2,774		決算実績見込みによる減額 ●多面的機能支払交付金 交付金が国から全額配分されな かったことによる減(中山間地 域94.4%、その他地域83.74%) ●中山間地域等直接支払交付金 交付対象面積 15,001,847㎡→ 14,958,460㎡(43,387㎡減) ●環境保全型農業直接支払交付 金 交付対象面積 34,100a→27,606a(6,494a減)	3	1	多面的機 能支払交 付金実施 要綱及び 環境保全 型農業直 接支援交 付金実施 要綱及び 中山間地 域等直接 支払交付 金実施要 領	農村地域の高齢化・人口減少により、多面的機能の低下、また水路・農道等の維持管理に対する担い手の負担増大による規模拡大の阻害が懸念される状況にあるため、多面的機能の維持・発揮及び水路・農道等の軽微な補修や景観形成等による農村環境の良好な保全、施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付し、農村地域の有する多面的機能の維持・保全や施設の適正管理や長寿命化を図る。また、環境保全に効果の高い営農活動によって、地球温暖化防止・生物多様性保全に取り組む農業者等へ交付金を交付する。 多面的機能支払交付金(①～③) H26～H30 環境保全型農業直接支払交付金 H24～H29 中山間地域が有する保健休養・自然ダム・景観等の多面的機能が過疎化・高齢化等の要因により、低下しているため、耕作放棄防止と農業用施設の適正管理等に取り組む集落へ交付金を交付し、中山間地域の有する多面的機能の維持・保全を図る。(平成23年度から離島の平地においても取組可能となった。) (期間) H27～31(4期対策：5年間)	農林課	36～ 37
△ 20,668		●自然災害防止事業の取り下げ 等による申請箇所及び事業費の減 26箇所(127,418千円)→ 21箇所(81,550千円)	3	3	長崎県補 助治山事 業補助金 交付要綱	異常気象により被災した林地の災害復旧工事を実施する。	農林課	36～ 37
△ 16,000		●被災住居等林地災害土砂除去 補助金の取り下げ等による申請 箇所及び事業費の減 155箇所(35,500千円)→ 150箇所(19,500千円)	3	3	吉岐市補 助治山事 業補助金 交付規則	異常気象により被災した林地の災害復旧(土砂除去)に対して支援する。	農林課	36～ 37
△ 11,695		雇用拡充事業である特定有人国境離島漁村支援交付金の申請件数及び事業費の実績見込みによる減額	1	2	水産関係 地方公共 団体交付 金要綱	集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。 雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。また集落がその取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するために要する経費を支援する。	水産課	38～ 39
△ 250		補助事業割当内示の減による減額 恵美須漁港(防風柵) 八幡浦漁港(防風柵、簡易浮体、用地舗装)	1	2	漁港漁場 整備法	市営漁港の防波堤や岸壁等基本施設に附帯して設置する浮桟橋や防風柵及び用地舗装を実施し、漁港のより快適な就労環境の創出を図る。	水産課	38～ 39

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他	
6	商工費	1 商工費	2 商工振 興費	しま共通地域通貨発 行事業	198,545	△ 55,000	143,545				△ 55,000
7	土木費	2 道路橋 りよう 費	3 道路橋 りよう 新設改 良費	道路改良費（補助）	252,102	10,000	262,102			100	
		5 都市計 画費	1 都市計 画総務 費	街なみ環境整備事業	32,000	△ 16,390	15,610	△ 8,195			
	7 住宅費	2 住宅建 設費	住宅建設費（耐震診 断調査／設計業務／ 監理業務／工事）	241,586	△ 6,166	235,420	△ 8,382		2,700		
9	教育費	1 教育総 務費	3 教育指 導費	離島留学生ホームス テイ事業	10,761	△ 3,493	7,268		△ 1,260		

【沓岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0		20%のプレミアム付商品券「しまとく通貨」を、圏内離島自治体（沓岐市、五島市、新上五島町、小値賀町、佐世保市宇久町）が共同で発行。 ・全額電子通貨として発行し、利用者や加盟店の利便性を向上。 ・観光シーズン期（4月～9月）は旅行商品とのタイアップのみとし、観光オフ期（10月～3月）は閑散期対策として個人への販売を実施。	1	3	長崎県離島振興協議会規約 しま共通地域通貨発行委員会規程	離島過疎市町村共通のプレミアム付商品券「しまとく通貨」を発行し、離島過疎市町のPR及び誘客、離島過疎市町での消費促進につなげて産業振興や交流人口の拡大に寄与する。	観光 工商工課	38～ 39
9,900		市道南明寺線水道管移転補償費増	5	1	—	幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。	建設課	40～ 41
△ 8,195		個人修景事業応募減による減額 8戸→4戸	3	1	沓岐市勝本浦地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱	歴史的建物の適正な管理や活用、公共施設の整備、個人住宅の修景整備等を行い、漁村集落の勝本浦らしい魅力あるまちなみ整備を進めることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。	建設課	42～ 43
△ 484		決算見込みによる減額 ・耐震診断調査(古城団地(4棟)) ・設計業務 (大久保団地(8棟)、市営引揚者住宅解体工事) ・監理業務 (三本松団地(1棟) 大久保団地(7棟) 目坂団地耐震改修 ・公営住宅改修工事 一式	3	1	公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱	沓岐市公営住宅等長寿命化計画により、老朽化した市営住宅のストックの効率的かつ円滑な更新を行う。	建設課	42～ 43
△ 2,233		●実績見込による減額 沓岐高校・離島留学生ホームステイ費補助（24名→17名） ・交通費補助（19名→11名）	4	1	沓岐市高等学校離島留学生ホームステイ費等補助金交付要綱	長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し補助金を交付する。助成を実施している市に対しては、県の補助金が交付される。	教育 総務課	44～ 45

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
9 教育費	2 小学校 費	1 学校管 理費	小学校管理費（設計 業務／工事／解体）	136,604	△ 12,461	124,143			△ 18,900	△ 773
			備品購入費（庁用器 具費）	13,518	△ 2,000	11,518				
	3 中学校 費	1 学校管 理費	中学校管理費（設計 業務／解体／補償）	110,100	△ 40,388	69,712			△ 30,700	
			幼稚園費（工事）	7,341	△ 705	6,636				
	5 社会教 育費	2 青少年 育成費	スポーツ少年団交流 事業	700	△ 600	100				

【高崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 30,588		●実績見込による減額 ・ 芦辺小屋内運動場改築工事設計業務 ・ 柳田・沼津・瀬戸・石田小屋内運動場外壁等改修設計業務 ・ 鯨伏小グラウンド・芦辺小屋内運動場解体工事及び法面対策工事等	4	1	—	市内小学校の全ての児童が、安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館・プール・グラウンド等）の改修を計画的に実施する。	教育総務課	44～45
△ 2,000		●実績見込による減額 ・ 石田小学校通学路拡張工事に伴う遊具撤去・購入費	4	1	—	市内小学校の全ての児童が、安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館・プール・グラウンド等）の改修を計画的に実施する。	教育総務課	44～45
△ 71,088		●実績見込による減額 ・ 芦辺中校舎改築及び改修工事設計業務 ・ 旧那賀中解体工事 ・ 芦辺中建設用地内墓地移転補償費	4	1	—	安全で安心して学べる教育環境の充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎、体育館）の改修を計画的に実施する。	教育総務課	44～45
△ 705		●実績見込による減額 ・ 勝本幼屋根防水改修及び舗装改修工事	4	1		安全で安心して学べる幼児教育・保育の環境充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（屋根）の改修を計画的に実施する。	教育総務課	46～47
△ 600		実績による減 ●日独スポーツ少年団同時交流事業	4	1	・ 第44回日独スポーツ少年団同時交流事業実施要項（公益財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団）	両国の友好と親睦を含め、国際的能力を高めると共に、青少年スポーツの発展に寄与することを目的に、交流事業が実施されている。	社会教育課	46～47

平成29年度3月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
9 教育費	5 社会教育費	4 公民館費	吉岐文化ホール管理費（工事）	88,649	△ 5,000	83,649			△ 4,800	
	6 保健体育費	1 保健体育総務費	大谷公園・体育館管理費（工事）	9,444	△ 1,441	8,003				
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（現年災）	1,497,017	△ 456,961	1,040,056		144,460		△ 81,083
	2 公共土木施設災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（測量設計業務）	1,718,536	△ 19,742	1,698,794			△ 19,900	

【吉崎市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり

2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり

3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 200		実績見込みによる減 ●吉岐文化ホール空調設備改修 工事、中庭整備工事	4	4	吉岐文化 ホール条 例	施設の適切な維持管理と運営を行う ため、耐用年数が超過している設備 等について、長期計画に基づき改修 を行う。	社会 教育 課	46～ 47
△ 1,441		実績による減 ●大谷公園体育館耐震改修工事	4	3	吉崎市都 市公園条 例	大谷公園体育館の適切な維持管理と 運営を行う。	社会 教育 課	46～ 47
△ 520,338		●平成29年度予算において、災 害復旧工事の7割分（繰越含む） を発注する予定であり、3割分 については減額し、平成30年度当 初予算に計上する。	3	3	農林水産 業施設災 害復旧事 業費国庫 補助の暫 定措置に 関する法 律	異常気象により被災した農地・農業 用施設の災害復旧工事を実施し、機 能の回復を図ることにより農民生産 の維持及び農業経営の安定を図る。	農林 課	48～ 49
158		災害復旧事業測量設計業務の精 査による減額	3	3	公共土木 施設災害 復旧事業 費国庫負 担法	異常気象により被災した公共土木施 設の災害復旧工事を行う。	建設 課	48～ 49

平成29年度3月補正予算の主要事業

■国民健康保険事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財		源	
							国費	県費	地方債	その他
8 保健事業費	1 特定健康診査等事業費	1 特定健康診査等事業費	健康診査	35,136	△ 7,200	27,936				△ 2,458

■後期高齢者医療事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財		源	
							国費	県費	地方債	その他
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	313,642	8,000	321,642				

■介護保険事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財		源	
							国費	県費	地方債	その他
6 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2 償還金	国庫支出金精算返納金	32,409	12,553	44,962				
			県支出金精算返納金	3,046	6,277	9,323				

【各岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 4,742		特定健康診査事業の医療機関への業務委託料等の決算見込みによる減額を行う。	2	1	高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条	平成20年から保険者に義務付けられた保健事業であり、40歳以上の被保険者を対象とする、メタボリックシンドローム対象者及びその予備軍を減少させるることにより、生活習慣病の予防及び医療費の適正化を図ることを目的とする。	健康増進課	16～17

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
8,000		後期高齢者保険料の収納決算見込みの増額による納付金の増額補正を行う。	2	1	高齢者の医療の確保に関する法律第98条ほか	市町が、普通徴収及び特別徴収の方法により徴収した保険料について、市町の現年度予算にて収入調定を行い、現年度予算から広域連合へ現年度分保険料負担金(納付金)として支出する。	保険課	10～11

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
12,553		過大交付による返還(28年度分)	2	2	地域支援事業実施要綱	地域住民が要介護状態又は要支援状態となうことを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とした地域支援事業に対する交付金	保険課	10～11
6,277		過大交付による返還(28年度分)	2	2	地域支援事業実施要綱	地域住民が要介護状態又は要支援状態となうことを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とした地域支援事業に対する交付金	保険課	10～11

平成29年度3月補正予算の主要事業

■下水道事業特別会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他	
2	漁業集 落排水 整備事 業費	2 施設整 備費	1 施設整 備費	漁業集落排水整備工 事	81,800	△ 9,800	72,000	△ 4,900	△ 200		

【沓崎市総合計画における基本指針】
 1産業振興で活力あふれるまちづくり
 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
 3安全安心で環境にやさしいまちづくり
 4心豊かな人が育つまちづくり
 5国内外交流が盛んなまちづくり
 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
△ 4,700		内示減による減額	3	2	浄化槽法 農山漁村 地域整備 交付金実 施要綱	芦辺漁港背後集落の芦辺地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処理施設の早期完成を目指す。	上下 水道 課	12～ 13

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	高等職業訓練校耐震改修工事	16,710
		財務書類作成業務	4,806
3 民生費	1 社会福祉費	国民健康保険勝本診療所耐震改修事業	7,398
	2 児童福祉費	小規模保育事業整備補助金	46,082
4 衛生費	1 保健衛生費	沓岐葬斎場建設事業設計業務	24,816
5 農林水産業費	3 水産業費	下水道事業特別会計繰出金（漁業集落）	17,800
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修工事	30,000
		市道平里線他	10,000
		市道南本線	6,000
		市道池東中央線	4,000
		市道日ノ組線	4,000
		市道歳ノ尾線	3,000
		市道志自岐南線	3,000

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H30.5.31	職業訓練校の技能検定試験に伴い、訓練校内部への配慮が必要となり、1階の土間撤去作業が当初の計画通りの施工が困難となった。また、北部九州豪雨の復旧工事等の影響の影響を受け、鉄骨工及びアンカー工の職人が不足しており、施工時期が遅れる。
H30.5.31	「統一基準による地方公会計の整備促進について（平成27年1月23日総務大臣通知）」により、全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類を作成することとされているが、財務書類の作成業務内容の協議・調整に不測の日数を要することとなったため。
H30.6.29	耐震判定委員会の開催が29年度より2ヶ月に1回の開催に変更されることとなったが、設計業務委託の当初の起工において、この判定委員会の開催の変更を考慮したうえでの適切な履行期間の確保ができていなかったことが原因となり、入札が不落となった。その後、再度の起工を行い、適切な履行期間を確保したうえで入札を実施し、設計業務の委託業者が決定した。この設計業務委託が当初見込んだ期間より大幅に必要となったために、結果として改修工事の工期が適切に確保できないこととなり、繰り越すこととなった。また、これに伴い工事監理業務についても繰り越すこととなった。
H30.6.30	国の保育所等整備交付金事業（交付決定日H30.1.23）小規模保育施設建設にかかる実施設計及び本体工事について、不測の日数を要することから十分な工期が確保できないため。
H30.5.15	建築設計の中核となる火葬炉の選定に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため。
H30.7.31	通行止めに伴う迂回ルートについて、関係機関などの調整や各戸の公共樹の設置箇所及び施工方法等について、島外の所有者と連絡がつかず、その調整に不測の日数を要したため。
H30.6.30	工法協議に、不測の日数を要したことから、その後の施工について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要となる。
H30.6.30	工法協議に、不測の日数を要したことから、その後の施工について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要となる。
H30.6.30	工事に支障となる電柱移転協議に、不測の日数を要し、その後の施工について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要となる。
H30.6.30	地域との流末処理協議に、不測の日数を要し、その後の施工について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要となる。
H30.6.30	工法協議に、不測の日数を要したことから、その後の施工について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要となる。
H30.6.30	地域との流末処理協議に、不測の日数を要し、その後の施工について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要となる。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

款	項	事業名	金額
7 土木費	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	4,000
		船底地区急傾斜地崩壊対策事業	4,000
	6 下水道費	下水道事業特別会計繰出金（公共下水）	11,350
8 消防費	1 消防費	耐震性貯水槽設置事業	8,176
9 教育費	2 小学校費	小学校校舎等改修事業	29,710
		鯨伏小学校グラウンド改修事業	13,643
		石田小学校体育倉庫新築事業	7,805
		渡良小学校校舎屋根防水改修事業	8,262
	3 中学校費	中学校校舎等改修事業	30,748
		芦辺中学校校舎改築及び改修事業	30,748
合 計			231,596

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H30.5.30	本工事は宅地背面の急傾斜地工事であることから、関係者へ立ち入りの同意を求めたところ、関係者の方が病氣療養中であり、同意を得るまでに不測の日数を要したことから、その後の施工について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いで施工が必要となる。
H30.7.10	マンホール設置場所について、地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため。
H30.5.31	石田町久喜触の耐震性貯水槽新設工事において、当初建設地の床掘り作業中に周辺の土砂が崩落し工事続行不能となり、建設地を変更したため、設置工事費及び監理委託料を繰越。
H30.4.27	グラウンド暗渠排水の掘削範囲に水道本管埋設が判明し、工法協議に不測の日数を要したため。
H30.5.23	1級市道白水線道路改良工事に伴う体育倉庫移転新築であるが、道路地権者との用地交渉に不測の日数を要し、それに伴い倉庫移転場所の決定も不測の日数を要したため。
H30.5.23	12月補正後の発注で設計及び安全衛生上必要となる工期に不測の日数を要したため。
H30.4.27	平成29年4月1日施行、建築物省エネ法の規制措置により、省エネ基準への適合が義務づけられたことに伴い、建築確認申請及びエネルギー消費性能適合性判定に不測の日数を要したため。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計繰出金	112
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう新設改良事業	36,100
		市道中砂大谷線	5,000
		市道浦上1号線	3,500
		市道本町1号線	3,000
		市道橋梁補修	7,000
		市道菓子田線他1線	5,100
		市道先畑線	4,000
		市道深江筒城線	8,500
		7 住宅費	住宅建設事業
		市営初山東住宅解体工事	3,500
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	112,121
合 計			151,833

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H30.7.10	公共下水道污水管布設工事に伴う水道管移転補償工事で、公共下水道污水管布設工事が繰越となることから併せて繰越を行う。
H30.5.30	地権者との用地交渉の難航により、不測の日数を要したことから、その後の改良工事について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要となる。
H30.5.30	地権者との用地交渉の難航により、不測の日数を要したことから、その後の改良工事について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要となる。
H30.5.30	支障物件となる埋設管及び電柱の移設に不測の日数を要したことから、その後の改良工事について、標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要となる。
H30.5.30	橋梁の架け替え工事であるため、周辺の住民と通行止めの協議を行ったところ、耕作等の問題により同意を得るまでに不測の日数を要した。これにより、その後の補修工事に遅れが生じたため、年度を跨いでの施工が必要となる。
H30.5.30	関係地に相続が多数発生しており、その調査及び測量の同意を得るのに不測の日数を要したことから、事業への着工が遅れたため、年度を跨いでの業務が必要となる。
H30.5.30	関係地に相続が多数発生しており、その調査及び測量の同意を得るのに不測の日数を要したことから、事業への着工が遅れたため、年度を跨いでの業務が必要となる。
H30.6.30	関係地に相続が多数発生しており、その調査及び測量の同意を得るのに不測の日数を要したことから、事業への着工が遅れたため、年度を跨いでの業務が必要となる。
H30.4.30	設計業務において、指名競争入札を行ったが不調となり、再度入札を行うこととなり、このため現地調査・実施設計書の作成に不測の日数を要した。その後の解体工事について標準工期の確保が困難となり、年度を跨いでの施工が必要となる。
H31.3.31	公共土木施設において、多数の施設に災害を受け、測量設計・災害査定に不測の日数を要したため。

■下水道事業・繰越明許費（詳細）

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 施設整備費	公共下水道事業（補助）	32,400
2 漁業集落排水整備事業費	2 施設整備費	漁業集落排水整備事業（補助）	59,000
合 計			91,400

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H30.7.10	マンホール設置場所について、地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため。
H30.7.31	通行止めに伴う迂回ルートについて、関係機関などの調整や各戸の公共柵の設置箇所及び施工方法等について、島外の所有者と連絡がつかず、その調整に不測の日数を要したため。

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区 分	平成27年度末 現在高	平成28年度		平成28年度末 現在高	平成29年度（見込み）		平成29年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	2,001,609	804	0	2,002,413	676	610,000	1,393,089
減債基金	3,008,067	154,879	0	3,162,946	4,192	400,000	2,767,138
地域振興基金	588,046	3,905	83,200	508,751	189	145,864	363,076
地域福祉基金	846,859	0	85,789	761,070	0	36,600	724,470
老人ホーム事業施設整備基金	188,073	49	0	188,122	43	2,200	185,965
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	107,508	38,823	30,000	116,331	34,758	30,000	121,089
沿岸漁業振興基金	63,292	17,839	30,000	51,131	17,823	30,000	38,954
教育振興基金	6,697	1,502	300	7,899	2	300	7,601
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,735	3	0	10,738	3	0	10,741
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	84,500	2,281,100
ふるさと応援基金	120,704	141,890	84,060	178,534	260,031	114,931	323,634
過疎地域自立促進特別事業基金	325,563	264,819	180,835	409,547	264,798	143,500	530,845
本庁舎建設基金積立金	0	0	0	0	10,000	0	10,000
学校施設整備基金積立金	0	0	0	0	10,000	0	10,000
小 計	5,671,657	468,830	494,184	5,646,303	597,647	587,895	5,656,055
計	10,681,333	624,513	494,184	10,811,662	602,515	1,597,895	9,816,282
国民健康保険財政調整基金	205,536	50,054	0	255,590	46	0	255,636
直営診療所財政調整基金	23,393	5	8,505	14,893	3	14,896	0
介護給付費準備基金	128,769	34	0	128,803	28	67,000	61,831
簡易水道事業特別会計基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,697	6,537	6,548	17,686	2,935	12,506	8,115
計	375,395	56,635	60,317	416,972	3,012	94,402	325,582
合 計	11,056,728	681,148	554,501	11,228,634	605,527	1,692,297	10,141,864

○定額運用基金

区 分	平成27年度末 現在高	平成28年度		平成28年度末 現在高	平成29年度（見込み）		平成29年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	0	14,474
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	0	80,040	0	0	80,040

合計（積立基金＋定額運用基金）	11,136,768	681,148	554,501	11,308,674	605,527	1,692,297	10,221,904
-----------------	------------	---------	---------	------------	---------	-----------	------------

平成30年度 当初予算(案)概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 一般会計款別予算集計表	2
3. 当初予算主要事業一覧	3~96
4. 基金の状況(見込み)	97
5. 地方債の状況に関する調書	98
6. 地方消費税交付金(社会保障財源化分) が充てられる社会保障施策に要する経費	99



荏岐市

平成30年度吉崎市各会計当初予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円、%)

会 計 名		平成30年度	平成29年度	増減額	増減率	
一 般 会 計		27,270,000	22,523,000	4,747,000	21.1	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,248,047	5,504,739	△1,256,692	△22.8
		診療施設勘定	97,881	105,672	△7,791	△7.4
		計	4,345,928	5,610,411	△1,264,483	△22.5
	後期高齢者医療事業特別会計		335,016	317,701	17,315	5.5
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,511,577	3,426,057	85,520	2.5
		介護サービス事業勘定	32,413	30,540	1,873	6.1
		計	3,543,990	3,456,597	87,393	2.5
	下水道事業特別会計		377,734	457,156	△79,422	△17.4
	三島航路事業特別会計		125,248	130,735	△5,487	△4.2
	農業機械銀行特別会計		113,488	107,246	6,242	5.8
合 計		8,841,404	10,079,846	△ 1,238,442	△12.3	
一般会計、特別会計の合計		36,111,404	32,602,846	3,508,558	10.8	

○企業会計

(単位：千円、%)

会 計 名	内 訳	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率
水道事業会計	収益的収入	937,021	953,309	△ 16,288	△1.7
	収益的支出	923,073	940,912	△ 17,839	△1.9
	資本的収入	118,059	120,539	△ 2,480	△2.1
	資本的支出	280,651	257,472	23,179	9.0

平成30年度 一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳入）

（単位：千円、％）

款	区 分	平成30年度予算額		平成29年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A	構成比	B	構成比		
○ 1	市 税	2,183,971	8.0	2,194,080	9.7	△10,109	△0.5
	2 地方譲与税	278,200	1.0	278,200	1.2	0	0.0
	3 利子割交付金	1,500	0.0	1,500	0.0	0	0.0
	4 配当割交付金	2,900	0.0	2,900	0.0	0	0.0
	5 株式等譲渡所得割交付金	500	0.0	500	0.0	0	0.0
	6 地方消費税交付金	460,000	1.7	460,000	2.1	0	0.0
	7 ゴルフ場利用税交付金	1,900	0.0	1,900	0.0	0	0.0
	8 自動車取得税交付金	22,000	0.1	22,000	0.1	0	0.0
	9 地方特例交付金	3,800	0.0	3,800	0.0	0	0.0
	10 地方交付税	9,350,200	34.3	9,666,656	42.9	△316,456	△3.3
	11 交通安全対策特別交付金	6,000	0.0	6,100	0.0	△100	△1.6
○ 12	分担金及び負担金	256,713	0.9	240,074	1.1	16,639	6.9
○ 13	使用料及び手数料	456,216	1.7	443,188	2.0	13,028	2.9
	14 国庫支出金	3,449,109	12.7	2,349,747	10.4	1,099,362	46.8
	15 県支出金	2,414,380	8.9	1,941,016	8.7	473,364	24.4
○ 16	財産収入	74,587	0.3	73,754	0.3	833	1.1
○ 17	寄附金	200,100	0.7	180,200	0.8	19,900	11.0
○ 18	繰入金	2,806,452	10.3	1,426,695	6.4	1,379,757	96.7
○ 19	繰越金	300,000	1.1	250,000	1.1	50,000	20.0
○ 20	諸収入	245,472	0.9	268,090	1.2	△22,618	△8.4
	21 市 債	4,756,000	17.4	2,712,600	12.0	2,043,400	75.3
	歳入合計	27,270,000	100.0	22,523,000	100.0	4,747,000	21.1
○	うち自主財源（○印）	6,523,511	23.9	5,076,081	22.6	1,447,430	28.5

（歳出）

（単位：千円、％）

款	区 分	平成30年度予算額		平成29年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A	構成比	B	構成比		
1	議 会 費	161,789	0.6	148,374	0.6	13,415	9.0
2	総 務 費	4,979,409	18.2	4,151,812	18.4	827,597	19.9
3	民 生 費	6,187,862	22.7	6,182,967	27.5	4,895	0.1
4	衛 生 費	2,911,489	10.7	2,062,156	9.2	849,333	41.2
5	農 林 水 産 業 費	2,063,219	7.6	1,927,269	8.6	135,950	7.1
6	商 工 費	1,063,427	3.9	748,416	3.3	315,011	42.1
7	土 木 費	1,551,375	5.7	1,583,842	7.0	△32,467	△2.0
8	消 防 費	782,092	2.9	627,602	2.8	154,490	24.6
9	教 育 費	3,435,842	12.6	1,960,327	8.7	1,475,515	75.3
10	災 害 復 旧 費	1,069,201	3.9	3,866	0.0	1,065,335	27,556.5
11	公 債 費	3,019,257	11.1	3,075,439	13.7	△56,182	△1.8
12	諸 支 出 金	41,038	0.1	46,930	0.2	△5,892	△12.6
13	予 備 費	4,000	0.0	4,000	0.0	0	0.0
	歳出合計	27,270,000	100.0	22,523,000	100.0	4,747,000	21.1

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
1	議会費	1 議会費	議会運営費（設計監理／工事）	10,200					10,200	
2	総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	吉岐市防犯協会連合会補助金	4,282				3,672	610
				安全・安心のまちづくり交付金	13,836				13,800	36
				本庁舎建設基金積立金	50,000					50,000
		5 財産管理費	庁舎整備費	870,000			826,500		43,500	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	議会活性化特別委員会からの答申により、議場の改修及び会議室の有効利用を図るため改修工事を実施する。	6	3	—	音響効果向上のため、議場の床を絨毯張りに改修する。また、会議室不足を解消するため、遊休施設をワンフロア化し、会議室に改修する。	議会事務局	48～ 49
	従来の吉崎市防犯協会連合会への活動支援に加え、犯罪の予防、安心感の醸成、犯罪発生時の早期解決を図るため、街頭防犯カメラを設置するにあたり必要な助成を行う。 ◇設置箇所 主要交差点 2箇所	3	3	吉崎市補助金等交付規則	増加傾向にある犯罪発生を抑止するため、関係機関・団体及び地域住民との連携をよりいっそう強化し、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりを目指すことを目的とする。	危機管理課	56～ 57
	自治公民館が取り組む自主防災活動及び福祉保健活動を促進するため①自主防災組織設置及び活動②特定健診の推進③福祉保健部の設置及び活動の取組状況により交付金を交付する。	6	1	吉崎市安全・安心のまちづくり交付金交付要綱	地方分権時代の到来、地方財政状況の逼迫などの要因から、地域運営には市民と自治体の協働が求められている中、自治公民館における安全・安心への取組が重要となっている。そのため、自主防災組織の設置及び活動、特定健診の推進、福祉保健設置及び活動の実施状況等によって交付金を交付し、市民の安全・安心の向上と地域コミュニティの活性化を図る。	政策企画課	56～ 57
	将来の市本庁舎の建設に要する経費に充てるため基金積立を行う。	6	3	吉崎市本庁舎建設基金条例	将来、市本庁舎を建設する必要性が生じた場合、財源の確保については困難な状況が予想されるため、その財源の一部とするため、基金を設置し、積立を行う。	総務課	56～ 57
	市役所庁舎耐震改修工事	6	3	建築物の耐震改修の促進に関する法律	市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、年次的に耐震改修工事を実施する。	建築備課	60～ 61

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	5 財産管理費	個別施設計画策定業務	5,433					5,433
			財産管理費（工事）	8,313					8,313
			庁舎管理費（郷ノ浦庁舎）土地購入費	13,195					13,195
		6 企画費	ふるさと応援寄附金	337,159				207,044	130,115
			地域おこし協力隊事業	34,054				168	33,886

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定める計画書の策定業務 (3年間の継続事業)	6	3	各省庁が定めた計画策定指針等	過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある中、人口減少等により今後の公共施設等の私用需要が変化していくので、市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。	管財課	60～61
新規	供用開始による下水道への接続工事 ・吉崎市自動車教習場 ・吉崎市高等職業訓練校	3	2	吉崎市公共下水道条例	下水道区域内の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため。	管財課	60～61
新規	郷ノ浦庁舎横の用地購入 1,608.99㎡	3	3	公有地の拡大の推進に関する法律	郷ノ浦庁舎駐車場は、外来者占有駐車場が狭い上、庁舎の耐震改修工事の関係で更に駐車スペースが不足するため、新しい駐車場が必要である。	管財課	60～61
	本市へふるさと応援寄附金の受入れ及び寄附者へお礼の品(特産品)を贈呈する。また、お礼の品の宣伝用カタログの作成のほか、各種PR事業を実施する。寄附金は、ふるさと応援基金に積立を行う。 目標額 2億円	1	4	吉崎市ふるさと納税推進事業実施要綱	本市へのふるさと納税を推進し、財源の確保及び地場産業の活性化を図る。	政策企画課	62～67
	都市部の人材を本市へ地域おこし協力隊員として受け入れ、定住・移住対策や観光振興等の地域協力活動を行なう。 29年度 4名 30年度 新規4名	5	5	吉崎市地域おこし協力隊設置要綱	都市部から過疎地域へ地域おこし協力隊として移住し、地域協力活動を行ないながら、地域に定住・定着を図るものとする。	政策企画課	62～65

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	テレワーク施設指定管理料	3,211				3,211	0
			地域公共交通再編実施計画策定業務	4,612	2,300				2,312
			吉岐なみらい創りプロジェクト事業	5,300	2,650				2,650
			生涯活躍のまち推進プロジェクト事業	10,000	5,000				5,000
			起業家人材育成事業	6,330					6,330

【沓岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	テレワークセンター及びテレワークセンター利用者向けの短期滞在型住宅の管理・運営を行う。 また、施設の管理及び利用者への対応を行うだけでなく、積極的に島外の企業に対して、本市のテレワークの取り組みをPRすることにより、企業誘致にもつなげる。	1	4	沓岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例	福岡のIT技術者を中心に、全国から本市への移住者増加及び交流人口の拡大を目指し、地域再生を図ることを目的とする。また、「沓岐なみらい創りプロジェクト」によるまちづくりの拠点としても活用することで、テレワーク施設としてだけでなく、多様な人々が交わり、常に新しい考えが生まれる場所となり、市民が地方創生に積極的に参加する仕組みを作ることも目的とする。	地域 振興 推進 課	64～ 65
	地域公共交通再編実施計画策定	5	1	—	地域公共交通の維持と再構築のため、地域ぐるみでの市内公共交通再編実施計画を策定し、市民だけでなく観光客等の利用促進を図る。	総務 課	64～ 65
	住民主体の対話会の支援を行うとともに、地方創生テーマの実現に向けた支援も行っていく。 また、未来のリーダー人材育成の一環としても、市内高校生と大学生とのイノベーションプログラムを実施することで、地域を学び、郷土愛を育む機会を創出する。	6	1	地域再生法	産官民連携対話会により、住民の声を直接行政に反映させるとともに、学際連携や島外企業との研修交流により、住民が沓岐市の未来のために実現したい夢を叶える仕組みづくりを確立する。	地域 振興 推進 課	64～ 65
	沓岐市生涯活躍のまち推進プロジェクトでは、「来てよし 住んでよし 働いてよしの沓岐」という基本コンセプトで推進協議会を立ち上げ、沓岐市が移住者を受け入れる際の課題を「移住促進」「住まい」「活躍(就労)」「ケア」の4つのテーマに沿って、市民が中心のワーキンググループを組成し、課題解決に向けた取組みを進める。	5	5	地域再生法	「沓岐市生涯活躍のまち」は、人口減少対策の一環で、福岡などから移り住んだ人や沓岐に住む市民が、生きがいを持ち、生涯を通じて健康で活躍する“まちづくり”を目指すもので人口減少が進む中で、多世代の方が沓岐に移り住み、地域活性化や雇用の創出を目指した取り組みである。	地域 振興 推進 課	64～ 65
新規	地域おこし協力隊制度を活用し、都市部の優秀な人材を誘致して、自立した地域の担い手として育成する。(コーディネーター1名、起業家2名)	5	5	—	地域おこし協力隊制度の新たな活用方法として、地域資源や課題を活用したビジネステーマを提示して、それに挑戦したい起業家を地域おこし協力隊として誘致し、実際の事業化までの支援を行う事業が、全国各地で実施されており、効果を出している。本市としてもこの事業に積極的に取り組むことにより、行政だけでは対応が難しかった分野も含め、地域の課題等について官民連携で取り組んでいく。	地域 振興 推進 課	64～ 65

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	ビジット・ジャパン地方連携事業	1,000					1,000
			インバウンド対策事業	20,700	9,850				10,850
			地方バス路線維持費	69,223				69,200	23
			定住奨励事業	21,920				21,920	0
			Uターン促進短期滞在費補助金	100					100

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	福岡市、宗像市、太宰府市、鹿島市と連携し、他の地域では体験できないモデルコースを作り商品化に繋げ、ターゲットとなる上海や北京を中心とした中国人富裕層およびFIT層（20～30代を中心とした働き盛りの若年層）に向け情報を発信し、誘客を図る。	5	4	—	中国から最も近い大都市である福岡市を中心に歴史・文化・美しい景観・食文化の充実した地域が連携することで、今後に繋がる新たな九州観光の発展を図る。	地域 振興 推進 課	64～ 65
	<ul style="list-style-type: none"> ●ターゲット国を「韓国」「中国」「台湾」と「福岡在住の外国人」に絞り、それぞれの国の観光客の特性等を考慮した情報発信や誘客の取り組み ●外国人受入体制について、市内観光関係事業者の意識啓発、セミナーの実施、マニュアルやツールの活用、外国人向け体験メニューの開発支援 ●海外での商談会や現地旅行会社訪問などのセールス、多言語パンフレットの作成 ●愛好家が多く、SNS効果が大きい台湾を中心に「コスプレ」を通じて、吉岐の認知度の向上を図り、誘客への繋げる仕組みづくり 	5	4	離島活性化 交付金事業 実施要綱	インバウンドを強化することは観光産業活性化のカギといえるが、宿泊施設や飲食店、交通事業者等の市内観光関係事業者には依然として外国人誘客に不安も大きく、積極的ではない事業者が多い。そこで、市内観光関係事業者のインバウンド対応力の向上のための取り組みを強化する。また、ターゲット国に、それぞれの国の嗜好や観光客の特性に合わせた施策を講じ、効果的な誘客を図り吉岐のファンを確実に増やす。	地域 振興 推進 課	64～ 65
	<ul style="list-style-type: none"> ①路線維持費 ②定期券購入補助 ③75歳以上バス利用者 ④吉岐病院への接続 	5	1	—	自家用車の普及等により乗合バスの輸送人員が減少傾向にある中で、交通弱者の社会活動を保障するため、市内路線バス事業者に補助金を交付し、路線バスの運行維持・確保を図る。	総務 課	66～ 67
新規	<ul style="list-style-type: none"> ●移住者住宅取得補助3,200千円（新築2,500千円×1戸、中古700千円×1戸） ●移住者住宅家賃補助720千円（12千円×12ヶ月×5戸） ●移住費用補助2,000千円（200千円×10世帯） ●中古住宅改修費用補助1,500千円（750千円×2戸） 【新規】 ●民間賃貸住宅（単身用）建設支援事業12,000千円（1,000千円×12戸） ●空き家バンク改修費補助（所有者）2,500千円（500千円×5戸） 	5	5	<ul style="list-style-type: none"> ・吉岐市移住者住宅等支援事業補助金交付要綱 ・吉岐市移住者賃貸住宅家賃補助金交付要綱 ・吉岐市空き家バンク活用促進補助金交付要綱 	吉岐市総合戦略の「吉岐の魅力発信し、人が集まるまちづくり」の「定住プロジェクト」を推進するため、Uターン者に対する移住費用の負担を軽減するため、住宅取得、家賃の一部補助、引っ越し費用の補助等を行う。また、新たに単身用の民間賃貸住宅整備を行う個人または法人に建設費の補助を行い、さらに空き家の所有者に対して空家の改修費の一部を支援することで、空き家の流通を促進することで、移住者への住宅を確保し、移住者の増加を図る。	地域 振興 推進 課	66～ 67
	<p>吉岐市への移住を目的とする活動のために、市内に連続して宿泊する方の滞在費の一部に対する補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に宿泊された際の基本宿泊料金(2泊以上14泊以内)とし、その2分の1以内を補助額とする。ただし、1泊当たりの補助額は、1人2,000円を限度とする。 	5	5	吉岐市Uターン促進短期滞在費補助金交付要綱	吉岐市への移住や定住希望者が市内において住居及び仕事を探し、または暮らしを体験する等の活動に対し、滞在費の一部を補助し、Uターンの促進を図ることを目的とする。	地域 振興 推進 課	66～ 67

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	ふれあい交流事業	5,000			3,600	1,000	400
			島外通勤・通学者交通費助成事業	3,884			3,400		484
			まちづくり市民力事業	8,000				8,000	0
			ウルトラマソン運営費補助金	8,000		4,000		4,000	0
			テレワーク推進事業費補助金 (まち・ひと・しごと創生事業)	12,700	6,350				6,350

【沓岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	市内の実行委員会等が開催する独身男女の交流事業（婚活イベント）に対し、補助金を交付する。	5	5	沓岐市ふれあい交流事業補助金交付要綱	晩婚化や非婚化及び少子化に歯止めをかけるため、未婚者への結婚に関する情報及び機会を提供する。	政策企画課	66～67
	定住人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来のUターンを促進し、市の活性化を図るため、福岡市など島外への通勤・通学にかかる船舶料金等の交通費に対する助成	5	5	沓岐市島外通勤・通学者交通費助成金交付要綱	市民の島外への通勤及び通学を支援するため、沓岐市発着の船舶及び飛行機の利用にかかる交通費を助成することにより、定住人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来のUターンを促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。	地域振興推進課	66～67
	市内に住所及び活動拠点を有する団体が、自主的に創意あふれるまちづくり活動やコミュニティ活動等を行なうため、まちづくり市民力事業計画を策定し、まちづくり市民力推進委員会の採択を受けたものに対し、補助金を交付する。	6	1	沓岐市まちづくり市民力事業補助金交付要綱	人口減少及び地域性の希薄化などの状況下において、公益性を目的として市民自ら考え行う、地域のふれあい、ぬくもり及び活力ある事業を支援し、市民と行政の協働のまちづくりを推進する。	政策企画課	66～67
	沓岐ウルトラマラソン大会運営に係る補助金 開催予定日 平成30年10月20日（土）	1	5	長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金実施要綱	平成28年度に初めて実施した沓岐ウルトラマラソンは一定の効果があったため、継続して実施する。また、コースを島内一周で設定し、併せて市民が積極的に参加したくなる仕組みづくりをすることで、単なるスポーツイベントではなく、まちづくりイベントと位置づけ、地域振興にも繋げる。	地域振興推進課	66～67
	地方版総合戦略に位置づけられた地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する。 具体的には、実際の仕事を通じてプログラマーの育成を図るとともに、クラウドソーシングの紹介等で働き方の多様化を啓蒙する活動を継続し、広く市民にスキルを身に付ける動機づけを図る。	1	4	地域再生法	基幹産業である第一次産業の低迷による担い手・後継者不足や事業所での雇用機会の減少から、若者の流出が続く、人口減少に歯止めがかからない現状であるため、通信基盤が整備されている本市の強みを活かし、ICT分野における新産業を創造し、新たな雇用の創出と所得の向上を図り、定住及びUターン者の獲得を目指す。	地域振興推進課	66～67

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	姉妹友好都市交流事業	1,000					1,000
			福岡市・九州離島広域連携事業	11,050	5,500				5,550
			離島航空路新規路線対策事業	18,333			16,400		1,933
			インバウンドおもてなし向上補助金	3,000				3,000	0
			外国人による日本語弁論大会	2,000					2,000

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	姉妹友好都市である「諏訪市」「朝来市」及び「檜葉町」との交流事業に対し、補助金を交付する。	5	4	姉妹都市・友好都市等交流事業補助金交付要綱	本市と長野県諏訪市（平成17年10月姉妹都市）、兵庫県朝来市（平成27年6月友好都市）、福島県檜葉町（平成28年9月防災・教育・経済友好交流宣言）の相互の交流を一層深め、地域の活性化を図る。	政策企画課	66～67
	福岡市・九州離島広域連携協議会負担金 構成6市町が連携し、広域観光戦略に基づく、観光資源の磨き上げ、人材育成、公式HP「Re島ちゃんねる」での情報発信、国内旅行商品の造成、海外への認知度等の向上を図る。	5	4	地方創生推進交付金交付要綱	福岡市から直行で行くことができる離島（吉崎市、対馬市、五島市、新上五島町、屋久島町）と福岡市は、平成28年3月に「福岡市・九州離島広域連携協議会」を立ち上げ、観光、文化面を中心として連携し、交流人口の増加、地域経済活性化を目指すことを目的とする。	地域振興推進課	66～67
	離島航空路の安定的な収益確保対策 オリエンタルエアブリッジ（ORC）の新規路線対策に対する補助 吉崎市補助分 平成29年度 75,333千円 平成30年度 18,333千円 計 93,666千円	5	2	—	県離島航空路線再生協議会による離島航空路線の現行維持計画の提言に基づき、離島航空路線の固定費の削減や収支改善につなげるため、ORCの新規路線（旅客需要の高い路線）への進出に県と離島3市で協調補助を行う。	総務課	66～67
	吉崎市内の観光関係従事者に対する外国人受入体制整備に係る経費の補助 【補助対象】 ・無料公衆無線LAN環境整備 ・外国語表記の整備 ・外国語による音声案内の整備 ・外国語パンフレットの作成 ・自社サイトの多言語化 ・外国語放送受信設備の整備 ・外国人観光客接客用タブレット端末の購入 ・トイレの洋式化 ・クレジットカード等の決済端末の整備	5	4	吉崎市インバウンドおもてなし向上補助金実施要綱	日本人観光客が全国的に減少傾向にある一方、右肩上がりで増加を続ける訪日外国人観光客の受入は地方再生のカギとなる。本市においても外国人観光客の利便性の向上を図り、滞在を促進するため、本事業を活用することで外国人観光客の受入体制整備を図る。	地域振興推進課	66～67
新規	多くの外国人が日本語を話すことにより日本人および日本に対する理解を深め、日本との友好親善、相互理解に寄与することを目的として1960年より毎年開催されている大会を吉崎市で開催する。NHKのEテレで全国放送されるほか、海外へもワールドプレミアムで放映される。 開催日 H30.5.26（土） 場 所 吉崎の島ホール	5	4	—	外国人居住者が少なく、外国人に触れる機会が少ない吉崎市民にとって、国際化や異文化理解の推進も期待される。また、NHKによる全国と海外へ放送され、吉崎の紹介映像も流れるため、吉崎の魅力発信にも繋がる。出場者やその応援者、大会関係者の他、この大会に興味を持つ方の来島による経済効果も期待できる。	地域振興推進課	66～67

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	7 情報管理費	電算業務費（修繕料）	9,600				9,600	0
			地域情報通信推進事業費（修繕料）	14,000				14,000	0
			情報管理費（委託料）	187,000				187,000	0
			電算業務費（システム保守）	80,000				13,400	66,600
			情報管理費（システム改修業務）	50,000				50,000	0

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	サーバ室付帯設備（空調・予備電源等）の修繕を行う。	6	3	—	基幹系システムおよび内部情報系システム機器の安定的稼働のため維持管理を行う。	政策企画課	68～ 69
	CATVセンター及びサブセンター施設付帯設備（空調・予備電源等）の修繕を行う。	6	3	—	CATV施設の安定的稼働のための維持管理を行う。	政策企画課	68～ 69
	地域イントラネット基盤施設の管理を委託する。	6	3	—	耐用年数を迎える地域イントラネット基盤設備の更新と、情報セキュリティインシデント(災害・ウイルス被害・情報漏洩等)に備えたイントラネット共通インフラの強靭化を行う。	政策企画課	68～ 69
	基幹系システムおよび内部情報系システムのソフトウェアの保守を行う。	6	3	—	多様化する業務ニーズに対応するため、効率的かつ効果的な業務処理に対応できる機能を有するとともに、システムの安定した稼働を図る。	政策企画課	68～ 69
	各庁舎内ネットワーク機器の更新を行う。	6	3	—	耐用年数の経過と庁舎耐震化工事に伴い、庁舎内のネットワーク機器更新と冗長化等機器構成の見直しを行い、システムの安定した稼働を図る。	政策企画課	68～ 69

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	7 情報管理費	地域情報通信推進事業費（システム改修業務）	79,000				79,000	0
			電算業務費（計画策定業務）	4,500				4,500	0
			地域情報通信推進事業費（計画策定業務）	12,000				12,000	0
			情報管理費（備品購入費）	26,700					26,700
			地域情報通信推進事業費（備品購入）	15,000					15,000

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	CATV施設のコミュニティチャンネル放送やFM等の基幹サーバ群の老朽化のため機器並びに障害対応などの迅速化のため伝送路管理監視システムの改修を行う。	6	3	—	CATV施設のシステム改修を行い、安定した稼働を図る。	政策企画課	68～69
新規	サーバ室付帯設備等の更新計画を策定する。	6	3	—	サーバ室付帯設備等が耐用年数を迎えることにより、今後の更新計画を策定する。	政策企画課	68～69
新規	CATV施設全体の維持管理のため管理計画を策定する。	6	3	—	H30年で8年目となるため、今後も安定した情報通信を行うために必要な地域情報通信基盤を維持するため、CATV施設全体の管理計画を策定する。	政策企画課	68～69
	職員用端末を更新する。	6	3	—	職員用端末のリースアップにより端末を更新する。	政策企画課	68～69
	CATV加入者宅用機器（インターネット・IP電話用）D-ONUを購入する。	6	3	—	インターネット等申込者の増や近年の大雨による雷被害等でのD-ONUの交換の需要が増加しているため新規に購入する。	政策企画課	68～69

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	10 地籍調査費	地籍調査費	28,728					28,728
		13 国境離島振興費	滞在型観光促進事業	31,000		17,050			13,950
			特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業（総務費）	51,438					51,438
			離島輸送コスト支援事業（農林）	78,920	59,190	9,865			9,865
			離島輸送コスト支援事業（水産）	96,293	72,219	12,036			12,038

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	片山地区地籍調査の筆界未定地を解消し、個人財産及び公共財産を確定するための登記事務に関わる地籍測量図等の委託業務	3	3	地方税法	昭和62年度に実施した勝本町の地籍調査事業において、事務の不備により、土地所有者の承諾をいただくことができず、224筆の土地が筆界未定地となっている。当時、地域の代表者と勝本町長名で再調査を行う確約書が交わされ、その後市長名で追認書が交わされている。この度、関係者より承諾をいただくことができたので、固定資産税の正確な地目、面積を反映させ、筆界未定地のため中断していた市道改良工事を進めていくため片山地区の筆界未定地の地籍調査を行う。	管財課	72～73
	市事業である特定有人国境離島における滞在型観光に向けた仕組みづくりや情報発信事業。 国：55% 市：45%	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	平成29年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、吉崎の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。	観光工課	72～73
	特定有人国境離島地域は、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備する観点から、住民の航路運賃をJR運賃並み、航空路運賃を新幹線並みまで低廉化する経費の一部を支援する。	5	2	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域の地域社会の維持	総務課	72～73
	農産品（生鮮品全般）の移出及び肥料・飼料等の移入にかかる費用に対する支援 移出分 45,100千円×8/10 移入分 53,550千円×8/10 ●交付率 国6/10、県1/10、市1/10	1	1	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。	農林課	72～73
	魚介類（生鮮、冷凍もの）の移出及び原材料（エサ等）の移入にかかる海上輸送費に対する支援 (5漁協及び民間事業者) ●交付率 国6/10、県1/10、市1/10	1	2	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。	水産課	72～73

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	13 国境離島振興費	創業事業拡大支援事業（雇用機会拡充事業）	300,000		250,000			50,000
			しまづくり事業	9,000		6,975			2,025
			滞在型観光システム構築事業	5,000		3,875			1,125
	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修業務	17,280					17,280
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	社会福祉総務費（施設整備費補助金）	19,000			18,000		1,000

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を最長5年間支援する。 ●創業支援 事業費上限600万円まで ●事業拡大(設備投資有) 事業費上限1,600万円まで ●事業拡大(設備投資無) 事業費上限1,200万円まで ■交付率 国1/2、県1/8、市1/8	1	4	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	特定有人国境離島地域における創業事業の拡大を支援する。	観光 商工 課	72~ 73
	体験事業者等において、地域の特徴等を活かした滞在型観光に繋がる体験や仕組みづくりに対する取り組みを支援する。 国：55% 市：45%	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	本年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。	観光 商工 課	72~ 73
新規	滞在型観光を目指すため、本市で唯一着地型旅行商品を造成・販売できる吉岐市観光連盟における旅行商品(宿+船)のクーポン化システムを構築する。 国：55% 市：45%	1	5	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法	本年4月施行の有人国境離島法において、特定有人国境離島地域の活性化を図るうえで観光振興は欠かすことの出来ない重要な施策として、滞在型観光促進事業が創設されたことに伴い、吉岐の独自性のある滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げの取り組みが必要であり、また求められている。	観光 商工 課	72~ 73
新規	住民基本台帳システム改修 17,280千円 (旧姓併記に伴うシステム改修)	6	2	住基法施行令以下の改正が行われる予定 (H29.10月回答より)。	女性活躍推進の観点から、希望する者に係るマイナンバーカードへの旧姓併記が可能となるよう、住基システム改修を行う。平成30年度以降速やかに開始できるよう住基法施行令等の改正(施行時期は未定。システム改修の完了目途が立ってから施行される)が行われるため。	市民 福祉 課	78~ 79
	●社会福祉法人 米寿会 グループホーム吉岐新築工事 総事業費48,000千円に対する補助金 (補助率1/3 限度額30,000千円) 48,000千円×1/3 16,000千円 ●社会福祉法人 和光会 障害者支援施設「希望の丘」入浴設備増設工事 総事業費9,000千円に対する補助金 (補助率1/3 限度額15,000千円) 9,000千円×1/3 3,000千円	2	4	吉岐市社会福祉法人施設整備費補助金交付要綱	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの基盤整備を促進することを目的に、社会福祉法人が行う施設等の整備に要する経費に対し、補助金を交付する。	市民 福祉 課	86~ 87

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	乳幼児・母子・寡婦福祉医療費	54,600		18,000	32,900		3,700
		2 社会福祉施設費	郷ノ浦ディサービスセンター指定管理料	6,733				1,923	4,810
			勝本ふれあいセンター「かざはや」指定管理料	32,629				1,587	31,042
			芦辺クオリティーライフセンター「つばさ」指定管理料	21,698				1,424	20,274
			石田総合福祉センター指定管理料	11,692				1,176	10,516

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	福祉医療費現物給付（一部償還払い） 小学就学から中学校卒業までのこどもの医療費給付を拡充 （償還払い）	2	5	吉崎市福祉医療費の支給に関する条例	乳幼児、子ども、ひとり親家庭の児童及び親、寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。	こども家庭課	88～89
	郷ノ浦町デイサービスセンター指定管理料	2	3	吉崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H28.4.1～H31.3.31)	市民福祉課	92～93
	勝本ふれあいセンターかざはや指定管理料	2	3	吉崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H28.4.1～H31.3.31)	市民福祉課	92～93
	芦辺クオリティライフセンター指定管理料	2	3	吉崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H28.4.1～H31.3.31)	市民福祉課	92～93
	石田総合福祉センター指定管理料	2	3	吉崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	多様化する住民ニーズに対応するため、民間の能力を活用する。 (H28.4.1～H31.3.31)	市民福祉課	92～93

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会福祉施設費	石田総合福祉センター管理費（設計監理／工事）	13,658				13,600	58
			社会福祉施設等維持補修工事（設計／工事）	6,500				6,500	0
	4 国民健康保険事業費		直営診療施設勘定費（耐震診断調査）	1,100					1,100
			国民健康保険事業特別会計繰出金	315,013	39,422	124,094			151,497
		直営診療施設勘定費（繰出金）	27,626					27,626	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	石田総合福祉センターのエレベーター設備が、26年を経過し耐用年数(20年)を過ぎているため改修する。	2	3	吉崎市地域福祉活動拠点施設条例	だれもが住み慣れた家庭及び地域社会で人間としての尊厳を保ちながら生活を続けることができる在宅福祉の実現、住民の健康づくり、世代間の交流の場づくり等の効率的構築を図る。	市民福祉課	92～93
新規	「勝本町大阪地区老人憩いの家」の陸屋根部分の劣化に伴い、雨漏りが発生し施設管理に支障をきたしているため、改修工事を行う。	2	3	吉崎市老人憩いの家条例及び施行規則	老人、母子、身障者及び一般市民の教養、娯楽、福利、厚生等の諸活動を助長し、生活福祉の向上に資する。	市民福祉課	92～93
新規	吉崎市国民健康保険湯本診療所の耐震診断を実施する。 建設年月：昭和52年3月建設、 鉄筋コンクリート構造、 延床面積 201㎡	2	1	耐震改修促進法	地域に身近な医療機関としての機能を維持し、また市民の安全を確保するためにも耐震診断調査を実施する必要がある。	保険課	96～97
	国民健康保険特別会計への繰出金 保険基盤安定負担金(保険税軽減)分 139,177千円、 保険基盤安定負担金(保険者支援)分 78,844千円、 職員給与費等分12,242千円、 出産育児一時金分11,200千円、 財政安定化支援事業分73,550千円	2	1	国民健康保険法第72条3	市町村は、国民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して、政令の定めるところにより算定した額を国民健康保険特別会計に繰り入れる。	保険課	96～97
新規	勝本診療所及び湯本診療所の診療業務の運営委託費に係る一般会計からの繰出金	2	1	地方自治法第208条	国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の歳入となる診療収入が年々減少傾向にあり、30年度も更に減少する見込みである。このために診療所における診療業務委託料(通常の施設維持管理費を含む)に充てるために一般会計繰入金を計上する。	保険課	96～97

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	5 介護保険事業費	介護人材確保対策事業	24,600				24,600	0
			キャリアアップ促進助成金	3,600				3,600	0
			地域包括ケア人材確保支援事業	4,400				4,400	0
			介護保険事業特別会計繰出金	558,944	5,609	3,916			549,419
	6 老人福祉施設費	老人福祉施設等改修工事 (老人ホーム)	2,850				2,800	50	

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	介護福祉士養成校修学支援金 200千円×24名=4,800千円 家賃補助 240千円×1名=240千円 帰省費用補助 20千円×1名=20千円 吉岐市介護福祉士就学資金貸付 800千円×2名=1,600千円 専門学校運営費 9,300千円 (H29からH31までの3か年) 留学生生活費補助 480千円×18名=8,640千円	2	1	私立学校振興助成法	平成27年度国政調査では、65歳以上人口は9,615人で高齢化率は35.5%である。また、市内の介護人材は充足しているとは言えず、介護職員の高齢化も進み、若い世代の入職が少ない。このような状況の中、平成29年4月より介護福祉士養成校が開校し、超高齢化社会で必要とされる人材育成機関ができるため、市としても支援し介護人材確保に努める。	保険課	98～99
	●従業員の給与補てん 60千円/月×12月×3名 ●代替要員確保費用 40千円/月×12月×3名	2	1	私立学校振興助成法	介護人材の育成及び介護サービスの向上を図る目的で、市内の介護サービス事業者が、その従事者を介護福祉士資格取得のため、専門学校に通学させる際、当該従事者の給与等及び代替要員確保に要する経費の一部について助成する。	保険課	98～99
新規	【奨学金返還補助金】 市内事業所（医療機関、介護事業所等）に就職した奨学金の貸与を受け修学した者に対し、申請年度内に返還した奨学金の額（上限20万円）を助成する。 200千円×10名=2,000千円 【家賃等補助金】 市内事業所（医療機関、介護事業所等）に就職した者に対し、申請年度内に支払った家賃等（共益費、駐車場使用料含む）から他の補助制度及び住宅手当等を差し引いた額の2分の1の額（上限月額2万円）を助成する。 20千円×12月×10名=2,400千円 ※助成期間は以下のとおり 奨学金返還補助金：3年間 家賃等補助金：2年間	2	1	第7期介護保険事業計画	地域包括ケアの推進に必要となる医療及び福祉に係る人材の確保及び移住・定住促進施策の一環として、吉岐市内に居住しかつ、吉岐市内の事業所（医療機関、介護事業所等）に就職された方が返還する奨学金及び家賃等の一部を補助する。 ※対象資格 看護師、助産師、保健師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、薬剤師	保険課	98～99
	介護給付費に対する市負担金を特別会計へ繰出 介護給付費 12.5% 介護予防事業費 12.5% 包括任意事業分 19.25% 事務費、保険料軽減分を特別会計へ繰出	2	1	介護保険法第124条	介護給付費に対する市の負担分、事務費相当分、保険料軽減分を一般会計より介護保険事業特別会計へ繰り出しを行う。	保険課	98～99
	【老人ホーム新棟の老朽エアコンの取替】 新棟30室中平成29年度に11台取替。当初3年計画であったが短縮しH30年度に残りの19台取替を行う。 @150,000円×19台=2,850,000円 (H29 1,632,960円/11台 @148,451円)	2	3	—	養護老人ホーム運営上の維持管理 ・塩害による老朽エアコンの取替	市民福祉課	102～103

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療費給付費	384,097					384,097
			後期高齢者医療事業特別会計繰入金	147,415		96,024			51,391
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	少子化対策事業	360					360
			子育て支援拠点事業	7,178	2,392	2,392			2,394
			ファミリーサポートセンター事業	2,360	786	786			788

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	長崎県後期高齢者医療広域連合に対し、市町一般会計において、負担対象額の1/12の金額を負担する。 負担対象額：4,609,159,207円×1/12 ＝384,096,600円	2	1	高確法第98条ほか	後期高齢者医療制度の円滑な運営を行うことで、被保険者に対し、医療機関等での医療サービスを適切に提供する。	保険課	102～103
	被保険者の保険料軽減相当分、長崎県後期高齢者医療広域連合の運営に係る事務費を一般会計から繰出しを行う。	2	1	高確法第99条ほか	長崎県後期高齢者医療広域連合の円滑な運営及び被保険者の保険料負担の緩和のため。	保険課	104～105
	中学3年生を対象に結婚、妊娠・出産についてライフサイクルセミナーを実施。また、高校生を対象に赤ちゃんふれあい体験事業を実施し、将来について、考えるきっかけづくりを行う。	2	5	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱	中学生から高校生まで一貫したライフプランニング・キャリア形成事業 (少子化が進む昨今、子どもを生み育てることのできる若い世代を対象に、定住促進と少子化の改善を目的とした事業を実施する。)	こども家庭課	104～105
	・常設の親子のつどいの場を吉崎こどもセンターへ設置、週5日以上、5時間/日以上 ・かざはやを利用し社協に委託、週3日、5時間/日 子育て親子の交流の場や子育て相談援助を行う。	2	5	吉崎市地域子育て支援拠点事業実施要綱	市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与することを目的とする。	こども家庭課	106～107
	社協に委託し、ファミリーサポートセンター事業を実施する。(勝本社協かざはや)	2	5	吉崎市ファミリーサポートセンター事業実施要綱	仕事と子育ての両面支援を目的とし、地域での助け合いを行う相互援助活動により、安心して子育てできる環境づくりを目指す。	こども家庭課	106～107

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	放課後児童健全育成事業	34,510	11,503	11,503			11,504
			病児保育事業	7,864	2,287	2,287			3,290
		2 児童措置費	子どものための教育・保育事業 (保育園児入所)	109,332	49,452	24,726		10,428	24,726
			小規模保育施設公定価格負担金	150,570	75,285	37,642			37,643
		4 保育所費	石田町幼保連携型認定こども園 新築工事(監理/工事/解体)	301,178			286,100	15,000	78

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	放課後児童クラブ育成支援委託 あそぼうね、はなまる教室、なかよし児童 クラブ、郷ノ浦すまいるクラブ、芦辺すま いるクラブ、石田すまいるクラ ブ	2	5	吉崎市放課 後児童健全 育成クラブ 事業実施要 綱	保護者の労働等により、下校後、保護指導を受け ることのできない小学校に就学している児童の健 全な育成を図る。	こども家 庭課	106～ 107
	病気のかかり始めから病気回復中の軽症な 児童について、江田小児科内科医院で一時的 に預かり保育を行なうことを委託。	2	5	吉崎市病 児・病後児 保育事業実 施要綱	生後6か月から小学校3年生までの児童で、風邪 や発熱などの病気により保育所などに通所でき ず、家庭で育児ができない場合一時的に預かる。	こども家 庭課	106～ 107
	子ども・子育て支援法による市内認可私立 保育所委託（吉岐保育園）	2	5	子ども・子 育て支援法	市内私立認可保育所への公定価格による保育所運 営委託費	こども家 庭課	106～ 107
	子ども・子育て支援法による市内小規模保 育施設補助（こどもの家、めぐみ保育園、 あまごころ保育園）	2	5	子ども・子 育て支援法	市内私立認可保育所への公定価格による保育所運 営委託費	こども家 庭課	106～ 107
新規	●石田町幼保連携型認定こども園新築工事 （監理/工事） ●石田町幼保連携型認定こども園 駐車場 舗装工事 ●石田町幼保連携型認定こども園 施設解 体工事	2	5	—	石田町幼保連携型認定こども園の平成31年度開園 に向けた建設工事。認定こども園の設立による保 育の質と量の確保を図る。	こども家 庭課	110～ 111

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
3	民生費	2 児童福祉費	4 保育所費	保育所費（設備等改修工事）	7,833				7,800	33
4	衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	母子保健センター解体工事（設計監理／工事）	7,500					7,500
				健康増進事業（健康診査）	1,091		585			506
				がん検診事業費	46,722	553			22,366	23,803
				救急医療対策事業（在宅当番医制）	5,600					5,600

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	<p>●給食室厨房用エアコン等取付工事 武生水保育所 勝本保育所 芦辺保育所 八幡保育所 石田保育所 筒城保育所</p> <p>●遊戯室エアコン取付工事 沼津保育所</p>	2	5	—	認可保育所監査において、給食調理室の室温管理ができていないとの指摘を受けたため、食の安全を図るため空調設備整備を行う。	こども家庭課	110～ 111
新規	建物を解体し、更地にする。	2	1	—	旧母子保健センターが老朽化し、危険性もあるため解体し更地とする。	健康増進課	120～ 121
	特定健康診査に準じた先取り健診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診	2	1	健康増進法	健康増進法に基づき、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現するため、住民の健康増進や生活習慣病予防を目的とする事業を実施する。	健康増進課	118～ 119
	胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診事業、がん検診推進事業 他	2	1	がん対策基本法	がん検診を実施することにより、疾病の早期発見・早期治療につなげ、市民の健康増進を図る。なお、検診の実施については、吉岐医師会並びに県内の検診専門機関に委託する。	健康増進課	118～ 121
	在宅当番医制・救急医療情報提供実施事業委託	2	1	—	休日昼間における初期救急について、吉岐医師会に委託し、当番制で休日の診療に対応する。	健康増進課	120～ 121

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	特定不妊治療費助成金	4,800				4,800	0
		3 環境衛生費	海岸漂着物対策費（海岸漂着ごみ処理）	63,343		56,887			6,456
			吉岐葬斎場建設事業	881,435			828,800		52,635
		4 病院費	長崎県病院企業団負担金	425,154					425,154
			地域医療維持協力大学寄附金	21,000					21,000

【沓岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	医療保険が適用されない特定不妊治療への 上乗せ助成を行う。 ●対象：①体外受精・顕微授精以外の治療 法によっては妊娠の見込みのない法律上婚 姻をしている夫婦で、妻の年齢が43歳未 満 ②夫婦合算の前年の所得額が730万円未 満 ●助成金額：特定不妊治療費（医療機関の 発行する不妊治療費助成事業受診等証明書 の領収金額）の総額から県の助成金額を差 し引いた額で、1回10万円を限度とする。 @100,000円×6回×8人	2	1	—	女性の社会進出が進む中、晩婚化・晩産化となり 夫婦が望むタイミングでの妊娠・出産が難しい現 状がある。また、保険診療で認められていない特 定不妊治療への経済的支援の要望が社会的にも高 まっている。	健康 増進 課	120～ 121
	海岸漂着ごみ回収・運搬・処分業務委託及び 啓発事業	3	1	海岸漂着物 処理推進法	海岸の良好な景観及び多様な生態系を保全するた め、漂着物の回収処理を実施し、海岸環境の保全 を図る。	環境 衛生 課	122～ 125
新規	沓岐葬斎場の建設工事、施工監理業務、仮 設駐車場整備工事、備品及び葬斎用具	3	1	沓岐市立沓 岐葬斎場条 例	現施設が築30年経過により、建物や設備の老朽 化が見受けられ、さらには機器類の耐用年数も経 過し、更新時期を迎えているため新たに建築を進 める。	環境 衛生 課	124～ 125
	長崎県病院企業団負担要綱等に基づく負担 金	2	1	—	地域医療の確保に伴い、沓岐病院を沓岐島の中核 病院として運営するための経費の一部を負担す る。	保険 課	124～ 125
	長崎県沓岐病院における医師確保のため、 関係大学に寄付を行う。 九州大学：5,000千円 久留米大学：9,000千円 福岡大学：7,000千円	2	1	—	地域医療の確保に伴い、沓岐病院を沓岐島の中核 病院として運営するため、大学等からの派遣によ る医師の確保を図る。	保険 課	124～ 125

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
4 衛生費	2 清掃費	1 清掃総務費	リサイクル報償金	9,482				9,400	82
		2 塵芥処理費	一般廃棄物処理業務	232,772					232,772
			古紙類等資源化処理	40,557					40,557
			クリーンセンター費（工事）	48,000				48,000	0
		3 し尿処理費	汚泥再生処理センター費（工事）	36,160				36,000	160

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	リサイクル報奨金 公民館割 100世帯以上 10,000円 50～99世帯 8,000円 49世帯以下 6,000円 世帯割 800円	3	2	・廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律 ・リサイク ル報奨金交 付要綱	自治会へ報奨金を交付し、資源ごみを分別し回収することによるごみの減量化及びリサイクルに対する意識の向上を図る。	環境 衛生 課	126～ 127
	吉崎市クリーンセンター他4 廃棄物処理施設 運転管理及び廃棄物収集	3	2	・廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律 ・容器包装 リサイクル 法	一般廃棄物処理施設及び廃棄物処理施設の運転管理及び廃棄物収集について、業務委託し、適正な廃棄物の処理を実施する。	環境 衛生 課	128～ 129
	古紙類等資源化処理委託（県リサイクル）	3	2	容器包装リ サイクル法	容器包装リサイクル法に基づき、新聞紙・ダンボール・雑誌等の収集処理を委託し、資源リサイクルを推進する。	環境 衛生 課	128～ 129
	クリーンセンターの年次的な補修工事	3	2	廃棄物の処 理及び清掃 に関する法 律	吉崎市クリーンセンターの施設設備の機能維持を図るため、年次保守点検の結果を踏まえ、耐用年数によるもの、機器損傷具合等による必要箇所等の補修工事を実施する。	環境 衛生 課	130～ 131
	汚泥再生処理センターの年次的な補修工事	3	2	廃棄物の処 理及び清掃 に関する法 律	吉崎市汚泥再生処理センターの機能維持を図るため実施。収集されたし尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥を適切に処理するとともに、発酵させた汚泥により堆肥を製造し、農地に還元することにより循環型社会の推進を図る。	環境 衛生 課	130～ 131

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
4 衛生費	2 清掃費	3 し尿処理費	公用車購入費（勝本自給肥料供給センターバキューム車）	13,538				9,257	4,281
		4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置補助金	73,300	14,726	16,453			42,121
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	出会いの村管理委託料	28,500					28,500
			風民の郷管理委託料	6,700					6,700
			猿岩物産館管理委託料	2,800					2,800

【**沓崎市総合計画における基本指針**】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	勝本町自給肥料供給センターバキューム車の1台更新	3	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	年数が経過したバキューム車を更新することにより、製造された液体肥料を農地に還元し、ごみの減量化及び循環型社会の推進を図る。	環境衛生課	130～131
	合併処理浄化槽補助金 5人槽 30基 6～7人槽 50基 8～10人槽 5基 11～20人槽 15基 21～30人槽 5基	3	2	沓崎市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 循環型社会形成推進交付金要綱・要領	公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、尿尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。	上下水道課	132～133
	沓崎出合いの村管理委託料 指定管理者：沓崎出合いの村振興会 指定期間：H29.4.1～H32.3.31	3	1	沓崎出合いの村条例	沓崎の豊かな自然を生かし、生産性の高い農業の確立と活力ある地域づくりを目指し、都市住民等が直接農村での生産と生活を体験学習し、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、都市との交流及び農村の活性化を図るため、沓崎出合いの村を設置する。	農林課	136～137
	沓崎風民の郷管理委託料 指定管理者：沓崎風民の郷振興会 指定期間：H29.4.1～H32.3.31	3	1	沓崎風民の郷条例	市民の福祉増進、新しい町づくりの推進及び都市と農村の交流を深めることを目的に沓崎風民の郷を設置する。	農林課	136～137
	沓崎市猿岩物産館管理委託料 指定管理者：沓崎出合いの村振興会 指定期間：H29.4.1～H32.3.31	3	1	沓崎市猿岩物産館条例	農水産物等の展示及び販売を行い、もって市の活性化に資するため、沓崎市猿岩物産館を設置する。	農林課	136～137

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	有害鳥獣被害防止対策事業	13,950					13,950
			農業体験事業	2,500				2,500	0
			新規就農独立支援事業	1,200					1,200
			担い手育成総合支援協議会補助金	1,400		700			700
			耕作放棄地解消等小規模基盤整備事業	3,300					3,300

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	シカ・イノシシ・カラス・タイワンリス捕獲委託等経費	1	1	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律並びに指定外来種等による生態系に係る被害の防止に関する条例	有害鳥獣から吉崎市内の生態系や農林水産業に係る被害を防止する対策として、有害鳥獣の駆除を実施する。	農林課	136～139
	吉崎市農協へ委託し大学生等の農業体験研修を受け入れる。 対象人員 25人 受入農家 5戸 研修期間 1週間程度	5	5	—	本市は歴史と自然にあふれた自給自足の島である。その財産を活かし自然、食材等農業体験を通して県内大学生等にPRを行い、交流人口の増加とIターン等定住化を促進し活性化を図る。	農林課	138～139
	農業者の減少、高齢化の進展に対応するため、農業研修を終えた45歳未満(原則)の新規就農者に対し、独立支援として600千円限度で補助する。 2名×600千円	1	1	吉崎市新規就農者支援事業実施要領	新規就農者として参入する者に対し独立支援を実施し、担い手育成を図り、併せてそれに伴う農業研修への受け入れ態勢を確立することにより、吉崎農業が直面している担い手問題の解消を図る。	農林課	138～139
	認定農業者、集落営農等の担い手の育成を図る組織に対して助成する。	1	1	元気ある担い手アクション支援事業実施要綱	本県農林業・農山村の目指す姿と方向性を示した「新ながさき農林業・農山村活性化計画」では、本県の農業を担う経営感覚に優れ、強い経営力を持った農業経営体を育成するため、農業所得1,000万円以上が可能となる経営体を育成し、地域に良質な雇用の場を創出する農業法人等大規模経営を育成するとともに、認定農業者の確保と経営改善を図ることとしている。これらを踏まえ、地域の担い手である認定農業者及び集落営農の組織化・法人化と、新規就農者への支援を実施する。	農林課	138～139
	①小規模圃場整備 2,000千円×4/10 ②農用地取付道整備 250千円×4/10 ③暗渠排水整備 6,000千円×4/10	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要領	生産基盤の整備を行い、農用地の高度利用並びに農作業の合理化を図る。併せて、未然に耕作放棄地化を防ぐ。	農林課	138～139

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	認定農業者協議会活動支援事業	2,695					2,695
			農地流動化奨励事業費	10,650			9,500	1	1,149
			新構造改善加速化支援事業	29,750		23,800			5,950
			地産地消推進対策事業	8,500				8,500	0
			葉たばこ産地維持対策事業	1,400					1,400

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	認定農業者協議会活動運営経費に対する補助 認定農業者310人 2,695千円	1	1	吉崎市農業 振興対策事 業実施要領	農業経営基盤促進法に基づき担い手（認定農業 者）の育成・確保を図り本市農業の振興を図る。	農林 課	138～ 139
	再設定分483反+新規設定分582反=1,065 反 5千円×1,065反×2名=10,650千円 交付要件：1筆5a以上の農地で5年以上の 賃貸借権設定に対し契約初年度に反当5千 円を貸人、借人双方に交付（借人の年齢等 により交付除外要件あり）	1	1	吉崎市農地 流動化補助 金交付要綱	農地の賃貸人及び賃借人に補助金を交付すること により、円滑な農地の集積・規模拡大及び有効利 用を促進し、経営強化を図ることを目的とする。	農業 委員 会	138～ 139
	農業者の営農活動に必要な施設導入を支援 する。 ●アスパラガスハウス（70a） 事業費 59,500千円×（県2/5、市1/10）	1	1	新構造改善 加速化支援 事業実施要 綱	農林業の一層の発展に向けて「新ながさき農林 業・農山村活性化計画」の振興方針に基づき、 「収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策強 化」、「経営感覚に優れた次代の担い手確保・育 成」、「地域の活力と魅力にあふれる農山村づく り」を推進する。	農林 課	138～ 139
	焼酎原料となる大麦生産に対する奨励補助 金 栽培面積170ha 補助単価 5,000円/10a	1	1	吉崎市農業 振興対策事 業実施要領	焼酎の原料となる大麦の安定生産・供給を図ると ともに、地産地消を推進する。	農林 課	138～ 139
	西九州たばこ耕作組合唐津支所吉岐連絡所 閉鎖により、生産者負担となる事務所維 持・臨時職員雇用経費に対する補助金（補 助率：5/10）	1	1	吉崎市農業 振興対策事 業実施要領	葉たばこ耕作者の減少により、支所が閉鎖となっ たが、事務所機能を維持することにより、葉たば こ産地の維持・発展を図ることを目的とする。	農林 課	138～ 139

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産 業費	1 農業費	3 農業振興 費	経営所得安定対策推進事業	10,042	10,042				0
			園芸ブランド力強化対策事業	1,150				1,150	0
			農地中間管理機構地域集積金補助 金	20,500	20,500				0
			儲かるながさき水田経営育成支援 事業	2,380		1,950			430
			吉岐市担い手サポートセンター補 助金	4,000		2,000			2,000

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	吉岐地域農業再生協議会へ経営所得安定対策の推進事業費補助金として交付する。 (全額国庫補助)	1	1	経営所得安定対策等推進事業実施要綱	経営所得安定対策により、農業経営の安定及び国内生産力の確保による食料自給率の向上と農業の多角的機能を維持、また地域農業の振興を図る。尚、推進等は吉岐地域農業再生協議会で実施している。	農林課	138～139
	①施設園芸用冷蔵庫 500千円×3基×1/4 ②ため池 300千円×1箇所×1/4 ③小規模ハウス整備 400千円×4ヶ所×1/4 ④堆肥盤設置 300千円×4ヶ所×1/4	1	1	吉岐市農業振興対策事業実施要綱	園芸作物に対する施設等の助成を行うことにより、ブランド化が図られるとともに、新規就農者の経営確立を図る。	農林課	138～139
	担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じて契約できた地域、当該農地の耕作者及び農地を貸し付けることにより経営転換・リタイヤした農業者に対して協力金を交付する。(全額国庫補助) ●地域集積協力金 12,000千円(100ha) ●経営転換協力金 7,000千円(20ha) ●耕作者集積協力金 1,500千円(30ha)	1	1	農地中間管理事業の推進に関する法律	農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、新規就農者の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ると共に、生産性の向上を目的とする事業である。	農林課	138～139
	農業協同組合、生産組織、集落営農組織等を対象に、米・麦・大豆の生産性向上やJAが行う推進活動などの取組に対し補助する。 ●水田農業産地計画実践事業 ①JA吉岐市つや姫生産部会1,000千円×3/5=600千円 ②無人ヘリオプレーター養成1,560千円×3/5=936千円 ③集落営農組織・法人(大豆摘心用機械導入)540千円×3/5×1組織=324千円 ④県民米ブランド化(JA吉岐市)1,200千円×(県1/3+市1/10)=520千円	1	1	儲かるながさき水田経営育成支援事業実施要綱	TPP交渉の大筋合意や需給状況等を踏まえ、水田の効率的利用による低コスト化やステップアップを図る集落営農組織を育成し、水田汎用化による転作物・高収益品目の導入拡大を推進するとともに、高温耐性優良品種の転換による「売れる米づくり」、地場産麦の供給拡大や「県産米」普及拡大等水田農業の構造改革による産地競争力を強化し、水田農業の所得向上を図る。	農林課	138～139
	吉岐市担い手サポートセンターの運営等経費を支援する。 対象事業費6,000千円×2/3(県1/3・市1/3)	1	1	ながさき集落営農育成総合支援事業実施要綱	「新ながさき農林業・農山村活性化計画」において、水田農業を担う集落営農法人及び集落営農組織の育成や、中山間地域等担い手不在地域における農作業受託組織等の設立を推進することとしている。新活性化計画の実現のため、集落営農の法人化や集落営農法人の経営安定、集落営農の組織間の連携・担い手不在地域の営農サポート等を行う支援拠点の整備等により集落営農の育成を図る。	農林課	138～139

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	農業次世代人材投資事業（経営開始型）	16,500	16,500				0
			集落営農法人経営安定支援事業	1,800		1,800			0
		4 畜産業費	家畜導入事業	22,000		13,000	8,100		900
			地域肉用牛振興対策事業	18,003			15,700		2,303
			地域肉用牛緊急増頭対策事業	9,600			8,600		1,000

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	経営開始型の農業次世代人材投資事業交付金(全額国庫補助)、11名(H26~2名、H27~2名、H28~1名、H29~1名、H30新規予定者5名)	1	1	農業人材力強化総合支援事業実施要綱	農業従事者の高齢化が急速に進展し、担い手の確保が難しい状況下では、これまでの新規学卒者に加えて、U・Iターン者等の就農促進を強化する必要がある。しかし、新規就農するにあたっては、技術習得や経営開始後の所得確保等が課題となっている。このため、就農意欲の喚起と就農後の定着を支援し、就農者の確保を図る。	農林課	138~139
	集落営農組織の法人化後、初年度から2年目に係る、運営資金に対する助成 6組織×60万円×1/2=1,800千円	1	1	ながさき集落営農育成総合支援事業実施要綱	県は「新ながさき農林業・農山村活性化計画」において、水田農業を担う集落営農法人及び集落営農組織の育成や、中山間地域等担い手不在地域における農作業受託組織等の設立を推進することとしている。新活性化計画の実現のため、集落営農の法人化や集落営農法人の経営安定、集落営農の組織間連携・担い手不在地域の営農サポート等を行う支援拠点の整備等により集落営農の育成を図る。	農林課	138~139
	家畜導入事業費補助金 増頭タイプ(80頭×150千円) 維持タイプ(100頭×100千円)	1	1	長崎県家畜導入事業実施要綱	肉用牛の維持・増頭対策事業として、導入にかかる費用の助成を行い、経営規模の維持・拡大に資することを目的とする。	農林課	142~143
新規	①吉岐牛維持確保緊急対策事業 家畜市場購入子牛 550頭×30,000円 自家産子牛 100頭×10,000円 ②畜産増頭対策事業 受精卵移植機械器具助成 2,012千円×1/4	1	1	吉岐市農業振興対策事業実施要領	全国的な繁殖雌牛の減少により子牛(肥育素牛)の価格が高騰しており肥育経営を圧迫している。このままでは肥育農家の経営基盤が弱体化し、地域団体商標登録である「吉岐牛」の出荷が減少の一途をたどることとなるため、肥育農家の吉岐家畜市場での購入子牛及び自家産子牛の肥育素牛導入経費に対して助成する。また、受精卵移植を推進するため、専用機械器具の更新に対して助成する。	農林課	142~143
	繁殖雌牛群の系統の均衡を図るため県家畜導入事業の対象牛以外の導入に対し補助する。 (120頭×80,000円)	1	1	吉岐市農業振興対策事業実施要領	吉岐市内の飼養頭数は経済環境等により減少している中、肉用牛経営の規模拡大を図る経営体の優良系統牛導入対策事業を推進し、経営基盤強化を図る。	農林課	144~145

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	4 畜産業費	地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業	12,800			9,700		3,100
			畜産環境適正化対策事業	390					390
			畜産競争力強化対策整備事業	61,922		55,998			5,924
		5 農地費	土地改良区経常経費補助金	51,766					51,766
		多面的機能支払交付金事業	125,430		94,071			31,359	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	①肉用牛淘汰更新対策補助金 200頭×50千円=10,000千円 ②遊休及び低未利用施設の利活用推進 5,000千円×4/10×1件=2,000千円 ③吉崎牛ブランド・アップ推進事業 800千円	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要綱	農業生産活動の活性化と担い手組織の育成、後継者の就農等を推進し、吉崎牛の生産基盤の活性化を図る。また、吉崎牛の市場性を向上させるとともに産地間競争に耐えうる子牛産産地を確立することで、肉用牛飼育農家の維持および経営改善を促進する。	農林課	144～145
	市内での家畜糞の回収料金格差調整 1300 t × 300円	1	1	吉崎市農業振興対策事業実施要綱	吉崎市農業における肉用牛飼育は、生産資材の高騰や燃油高騰によって繁殖農家の経営は厳しい状況となり担い手の高齢化や後継者不足もあり肉用牛の飼育農家が減少している。このような中、意欲ある農家は産地を支えるべく規模拡大を図っており、一戸当たりの飼養頭数は増加傾向で、それにとまって糞尿の処理に係る経費も増加している。しかし、声辺町内と他の3町で家畜糞回収料金に格差があり課題となっている。	農林課	144～145
	畜産の収益性向上を図るために必要な家畜飼養管理施設等の整備を行う。 ●事業主体 吉崎地域畜産クラスター協議会 ①牛舎3棟、堆肥舎1棟、附帯施設等 46,847千円×(国50%、県13.5%、市5%) = 32,090千円 ②牛舎1棟、堆肥舎1棟、附帯施設等 35,827千円×(国50%、県13.5%、市10%) = 26,332千円 妊娠牛 275千円×7頭=1,925千円 繁殖牛 175千円×9頭=1,575千円	1	1	畜産競争力強化対策緊急整備事業実施要綱	地域産業の核として必要不可欠な存在である畜産の生産基盤を確保するとともに、国際競争力強化のため、地域の関係者が連携して作成する地域全体の収益力を向上させる計画・目標の達成のための取組について、中心的な役割を担う畜産経営体等の施設等を整備する取組を支援することにより、地域の畜産の収益性の向上を図る。	農林課	144～145
	土地改良区の運営補助金 (管内土地改良区10団体)	1	1	吉崎市補助金等交付規則	島内農業生産の骨格なる土地改良区組織の円滑な運営のため運営費用、及び維持改修費用を助成し恒久的な農業生産体制の維持、及び営農基盤の安定に資することを目的とする。	農林課	146～147
	①農地維持支払交付金(96組織) 田1,374.35ha・畑275.72ha ②資源向上支払交付金(共同活動)(96組織) 田1,369.84ha・畑255.59ha ③資源向上支払交付金(長寿命化)(59組織) 田1,056.13ha・畑239.86ha 負担割合：国1/2・県1/4・市1/4	3	1	多面的機能支払交付金実施要綱	農村地域の高齢化・人口減少により、多面的機能の低下、また水路・農道等の維持管理に対する担い手の負担増大による規模拡大の阻害が懸念される状況にあるため、多面的機能の維持・発揮及び水路・農道等の軽微な補修や景観形成等による農村環境の良好な保全、施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付し、農村地域の有する多面的機能の維持・保全や施設の適正管理や長寿命化を図る。 (期間) H29～H33 (3期対策：5年間)	農林課	146～147

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	中山間地域等直接支払交付金事業	195,051		146,287			48,764
			環境保全型農業直接支払交付金事業	24,627		18,469			6,158
	2 林業費	2 林業振興費	森林病虫害防除事業	7,875		4,518			3,357
			保全松林緊急保護事業	17,957		9,913			8,044
			被災住居等林地災害土砂除去作業費	3,250				3,250	0

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	中山間地域等直接支払交付金(153組織・1,514.0ha) 10割単価 急傾斜 511.3ha 緩傾斜 291.8ha 平地 412.6ha 8割単価 急傾斜 117.9ha 緩傾斜 152.6ha 平地 20.1ha 超急傾斜農地保全管理加算 7.7ha 負担割合：国1/2・県1/4・市1/4	3	1	中山間地域等直接支払交付金実施要領	中山間地域が有する保健休養・自然ダム・景観等の多面的機能が過疎化・高齢化等の要因により、低下しているため、耕作放棄防止と農業用施設の適正管理等に取り組む集落へ交付金を交付し、中山間地域の有する多面的機能の維持・保全を図る。 (期間) H27～31 (4期対策：5年間)	農林課	146～147
	環境保全型農業直接支援交付金 IPM(総合的病害虫・雑草管理)の取組 303.83ha、有機農業の取組4ha 負担割合：国1/2・県1/4・市1/4	3	1	環境保全型農業直接支援交付金実施要綱	環境保全に効果の高い営農活動によって、地球温暖化防止・生物多様性保全に取り組む農業者等へ交付金を交付する。	農林課	146～147
	松くい虫航空防除 37.84ha 松くい虫地上散布 30.93ha 薬剤樹幹注入 100本	3	1	森林病虫害等防除法	県知事の命令、又は補助事業として、松くい虫被害防止のため、空中散布・地上散布・樹幹注入による予防を実施する。	農林課	146～149
	特別伐倒駆除・焼却250m ³ 伐倒駆除・油剤100m ³ 伐倒駆除・くん蒸50m ³ 単独・焼却100m ³	3	1	長崎県造林事業補助金実施要綱	松くい虫被害地における被害木の処理及び松林の整備を図る。(松くい虫被害木の伐倒駆除を実施)	農林課	148～149
	被災住居等林地災害土砂除去補助金 25箇所分(29年災及び30年災)	3	3	吉崎市補助金等交付規則	異常気象により被災した林地の災害復旧(土砂除去)に対して支援する。	農林課	148～149

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	3 水産業費	1 水産業総務費	吉岐地域栽培漁業推進協議会負担金	14,609					14,609
		2 水産業振興費	離島漁業再生支援交付金事業	271,879		215,069			56,810
			漁業就業者確保育成総合対策事業 (担い手体験取組事業)	1,584		500			1,084
			漁業就業者確保育成総合対策事業 (受け皿づくり事業)	1,160		400			760
			漁業就業者確保育成総合対策事業 (技術習得支援事業)	7,050		3,525			3,525

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	吉岐地域栽培漁業推進協議会負担金	1	2	—	定着性の強い種苗等を安定かつ大量に放流し、沿岸域の水産資源の増大を図り、漁業生産の向上と漁家経営の安定を図る。	水産課	150～151
	離島漁業再生支援交付金 (海岸線延長×交付単価×漁業世帯密度係数×2) 推進事業10集落 漁船等リース事業4名 漁村支援交付金 雇用に創出するための取組 14件 雇用の創出を円滑にするための 環境整備 3件	1	2	水産関係地方公共団体 交付金要綱	集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。 雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。また集落がその取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するために要する経費を支援する。	水産課	150～153
	担い手体験取組事業(漁業体験研修・水産教室等)	1	2	浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費補助金実施要綱	将来の担い手と期待される地元小中高校生に漁業体験等の活動機会を設け、漁業に対する理解を深めさせる。	水産課	150～153
	受け皿づくり事業(新規漁業就業者研修の技術指導員に対する謝礼金・備船料等・短期研修希望者への旅費等の補助)	1	2	浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費補助金実施要綱	漁業後継者不足による漁業従事者の高齢化が進み、漁村の活力低下が懸念されている。持続的水産業の確立のため、漁業新規就業者の確保育成を図る必要がある。	水産課	150～153
	技術習得支援事業(新規就業者研修期間中の生活支援、指導者への謝礼金) 継続2名+新規1名 (県1/2・市1/2)	1	2	浜の魅力発信・漁業就業促進総合支援事業費補助金実施要綱	漁業後継者不足による漁業従事者の高齢化が進み、漁村の活力低下が懸念されている。持続的水産業の確立のため、漁業新規就業者の確保育成を図る必要がある。	水産課	150～153

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	漁場監視活動事業	13,100			11,700		1,400
			漁業就業者確保育成総合対策事業 (漁業後継者対策事業)	1,700				1,700	0
			漁業就業者確保育成総合対策事業 (認定漁業者事業)	12,000				7,232	4,768
			漁獲安定共済事業	1,906					1,906
			漁船近代化機器導入事業	3,250					3,250

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	漁場監視活動事業補助（郷ノ浦町漁協・勝本町漁協・箱崎漁協・吉岐東部漁協）	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	漁業秩序の回復と水産資源の維持管理を図り、漁業生産の向上を図る。	水産課	152～ 153
	漁業後継者対策事業（漁家子弟等の新規漁業就業者生活支援、継続2名）漁協1/3・市2/3	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	漁業就業者として最も期待ができる漁家子弟を中心に漁業従事者の確保を図る。	水産課	152～ 153
	認定漁業者支援事業（機器導入20名・機関換装10名）	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	一定水準以上の優良な漁業者を認定し地域のリーダーとして漁業担い手の育成を図る。	水産課	152～ 153
	漁獲共済掛金の5%補助（5漁協）	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	漁業の特殊性ともいえる好不漁の波を克服するためには、漁業共済の存在が貴重なものとなっている。その掛け金の一部を補助することにより、漁家経営の安定を図る。	水産課	152～ 153
	漁船機器導入補助 （1/3以内150,000円上限）	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	漁協の正組合員を対象にして、GPS・レーダー魚群探知機・プロッター・釣り機・リール及び竿・DBS送受信機（緊急通報システム）等導入費の一部を補助する。 （上限150千円、竿のみ50千円）	水産課	152～ 153

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	漁船損害補償事業	4,727					4,727
			新水産業収益性向上・活性化支援事業	13,500		9,000			4,500
			水産物ブランド化事業	2,500	1,250				1,250
			漁業用燃油対策事業	67,179			60,400		6,779
		4 漁港漁場整備費	漁村再生整備事業（工事）	128,678		88,200	36,600		3,878

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	漁船保険掛金の5%補助(5漁協)	1	2	水産業振興 奨励事業補 助金交付要 綱	漁船の損害事故及び衝突事故に備え、漁船保険に加入しているが、その掛金の一部を補助することにより、漁家経営の安定を図る。	水産課	152～ 153
	漁業者が行う経営改善等に必要な機器等の整備を支援 機器整備 3件 (1)漁業者、漁業法人 県1/3(機関換装・船体改造は1/10) (2)2者以上の漁業者グループ 県1/2(機関換装・船体改造は1/10) (1)(2)のいずれも、市が県費以外に1/6以上(機関換装・船体改造については1/20以上)補助する場合に限る。	1	2	新水産業収 益性向上・ 活性化支援 事業実施要 綱	「水産業経営支援事業」を活用して経営改善計画を策定した漁業者、漁業法人、2者以上の漁業者グループが経営改善計画達成に必要な機器等の整備を行い、経営を見直し所得向上を図る。	水産課	152～ 153
	自然養殖海産物のブランド化事業(吉岐東部) 対象品目：カキ・アサリ・ナマコ・昆布・ワカメ等 販路開拓、加工品開発、PR活動	1	2	離島活性化 交付金事業 実施要綱	内海湾の海域において牡蠣・アサリ・ナマコ等を自然養殖し、ブランド化することで、計画的で安定的な水揚げ・出荷を実現し、漁業者の所得向上と、新規就漁業希望者の雇用の場を創出する。	水産課	152～ 153
新規	漁業用燃油に対して、1リットルあたり10円の補助を実施する。	1	2	漁業用燃油 対策事業補 助金交付要 綱	漁業を営むにあたって最も経費を圧迫するもののひとつが燃油代であり、燃油価格が高騰すると出漁すればするほど赤字になるため、出漁を控えてしまう傾向がでてくる。 燃油代を補助する事により漁業者の出漁控えを緩和し、積極的な漁業活動を促すことで水揚げの増加を図る。	水産課	152～ 153
	小崎漁港 物揚場(改良)岸壁嵩上げ L=335m 諸津漁港 -2.0m物揚場・-3.0m岸壁(改良) 浮棧橋 L=30m 八幡浦漁港 西護岸(改良)防風柵 L=31m -2.0m物揚場(改良)浮棧橋 L=60m	1	2	漁港漁場整 備法	市営漁港の防波堤および岸壁等の施設を改良(浮棧橋、防風柵、用地舗装)することにより、就労環境の改善を図るとともに漁労作業の安全を確保する。	水産課	156～ 157

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
5 農林水産業費	3 水産業費	4 漁港漁場整備費	水産物供給基盤機能保全事業（調査設計／工事）	66,623		37,850	20,400		8,373
			浜の活力再生交付金（工事）	12,606		8,100	4,100		406
6 商工費	1 商工費	2 商工振興費	再生可能エネルギー推進事業	218,693	218,693				0
			しま共通地域通貨発行事業	176,450				176,450	0
			物産振興費（食関係イベント実施事業）	3,000	1,500				1,500

【宮崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	機能保全工事 七湊漁港 -2.0m物揚場(補修) L=30m 初瀬漁港 臨港道路舗装補修 A=2,600㎡ 湯ノ本漁港 浮棧橋補修 1式 臨港道路舗装補修 A=300㎡ 機能保全工事詳細設計 1式 (麦谷漁港、神田漁港)	1	2	漁港漁場整 備法	市営漁港の機能保全計画に基づき、年次的に補修 工事を実施することにより、施設の長寿命化を図 るとともに維持管理費の平準化を目指す。	水産 課	156～ 157
	市営漁港車止設置工事 L=637m (諸津、八幡浦漁港)	1	2	漁港漁場整 備法	近年漁港施設より車両の転落事故が発生してお り、岸壁上に車止めを設置することで、車両転落 といった危険を回避し、施設管理者として安全性 の確保を図る。	水産 課	156～ 157
新規	本土と系統連係していない離島である本市 における風力・太陽光等の不安定な再生可 能エネルギーを利用して水素を作り、エネ ルギーとしての活用を検討するにあたり、 風力や太陽光に加え、木質バイオマス等活 用可能な再生可能エネルギーと水素活用 に関する将来にわたるエネルギービジョンを 策定するとともに、具体的な水素活用設備 導入に向けた実証実験を含む調査研究事業 を行う。	1	3	エネルギー 構造高度 化・転換理 解促進事業 費補助金交 付要綱	本市では、現在、再生可能エネルギーとして太陽 光発電、風力発電が稼働しており、低炭素の島づ くりを実現させるため、木質バイオマス資源の活 用等についても実現可能性の調査を行ってきた。 一方、本市は本土と系統連係していない離島であ り、再生可能エネルギーの導入拡大には大きな制 約がある。 このような状況下にある本市で、低炭素の島づく りのため再生可能エネルギーの導入拡大を推進す るためには、不安定な再エネを有効に活用する方 策が必要となり、そのために水素エネルギーの活 用について検討を行う。	観光 商工 課	158～ 161
	しまとく通貨プレミアム分の各市町負担額 委託料	1	3	長崎県離島 振興協議会 規約 しま共通地 域通貨発行 委員会規程	離島過疎市町村共通のプレミアム付き共通商品券 「しまとく通貨」を発行し、離島過疎市町のPR 及び誘客、離島過疎市町での消費促進につなげて 産業振興や交流人口の拡大に寄与する。	観光 商工 課	160～ 161
	商品開発・販路拡大支援業務	1	4	離島活性化 交付金事業 実施要綱	宮岐産品を活用した商品開発・販路拡大支援業務 を専門的ノウハウを有する民間事業者と連携し実 施する。	観光 商工 課	160～ 161

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	2 商工振興費	沓岐焼酎振興事業	2,000					2,000
			物産振興費（地場産品育成事業）	1,000				500	500
			沓岐市産業支援センター運営費等補助金	39,150	19,575				19,575
			地域商社運営費等補助金	29,000	12,260				16,740
	4 観光費	国民宿舎沓岐島荘（設計／工事）	15,368					15,368	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	吉岐焼酎試飲会事業費補助金	1	4	—	福岡市等において市内酒造会社が実施する吉岐市の特産品である吉岐焼酎の試飲会に対して補助を行い、吉岐焼酎の知名度向上及び消費拡大・販路拡大につなげ、産業振興及び交流人口拡大に寄与する。	観光 商工 課	160～ 161
	新商品開発等に取り組む事業者が、当該新商品開発やパッケージデザインの見直し等を行う場合に、1件あたり10万円を上限として補助を行う。	1	4	吉岐市補助金等交付規則	市内の中小事業者や新規創業者等が、商品開発等を行う際に必要となる経費について、少額であっても事業者の使い勝手の良いの支援制度を整備する事により、事業者の新商品開発等へのインセンティブを高める。	観光 商工 課	160～ 161
	吉岐しごとサポートセンター運営費補助金	1	3	地方創生推進交付金要綱	国内企業の99.7%を占める中小企業の売上向上の達成のため相談者の強みに着目して、相談者に寄り添った支援を実践して目覚ましい成果を上げている富士市産業支援センター「f-Biz」モデルである、吉岐しごとサポートセンター「Iki-Biz」を公的産業支援機関として開設し、市内事業者のチャレンジスピリットを呼び起こし地域活性化を図る。	観光 商工 課	160～ 161
	地域商社運営補助金 総額29,000千円 (国) 12,260千円 (市) 16,740千円 職員賃金、営業広告費、通販サイト維持管理費ほか	1	5	地方創生推進交付金交付要綱	吉岐市の生産者や事業者が販路開拓等の営業活動を行なうことができないがために地域に埋もれてしまっている商品等を地域商社が長崎県等の関係機関と連携して営業活動を行なうことによって販路開拓を行い、本市経済の活性化を目指す。	観光 商工 課	160～ 161
新規	国民宿舎吉岐島荘 ●駐車場拡張工事(大型バス2台駐車対応) ●食堂改修工事	1	3	—	一般社団法人 吉岐市開発公社により安定的な運営が図られている。繁忙日において、手狭な駐車場が大型バスと普通車で混雑し駐車に支障をきたす状況にあることから駐車場を拡張する。また、湯ノ本湾を見渡す眺望の向上を図り、お客様にとっての快適性をより高めることにより、さらなる来客の増加に資するために、ガラス面を改修する。	観光 商工 課	164～ 165

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	4 観光費	観光宣伝等	11,402			1,000		10,402
			イルカパーク管理費（イルカ飼育管理）	32,125					32,125
			子ども農山漁村交流プロジェクト推進事業	1,600				1,600	0
			宍江市観光対策事業	12,200	6,100				6,100
			戦略的情報発信強化事業	21,200	10,600				10,600

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> ・島内3港に観光案内所を設置事業 ・福岡市街地等での吉岐ラッピングバス宣伝事業 ・吉岐夜神楽公演事業 	1	5	—	島内3港に観光案内所を設置し、観光客に本市の魅力的な観光資源・情報の提供を行うほか、福岡市街地を主に吉岐ラッピングバス（横断幕掲示）による吉岐市PR、吉岐夜神楽公演により、交流人口拡大を図る。	観光 商工 課	164～ 165
	イルカ飼育管理 ※ トレーナー6名体制（5名＋新規1名） <ul style="list-style-type: none"> ●イルカ飼育資材管理業務 ●イルカ運営管理業務 ●イルカ蓄養業務 	1	5	—	イルカパークは吉岐の重要な観光資源のひとつであり、施設を適正に管理し、また入園者を増加させるために、体験プログラムの展開や各種サービスなどを提供し、魅力的な施設運営を図ること で、交流人口拡大を目指す。	観光 商工 課	164～ 165
	都市部の子供受入のための経費	1	5	—	都市部の子ども達に農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支え、受入地域である本市の活性化や送出地域との相互理解を深めることを目的とする。	観光 商工 課	164～ 165
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般旅行分野・教育旅行分野での営業PR活動 ・教育旅行分野での受入体制強化対策 ・営業PR活動用のツール作成 	1	5	離島活性化 交付金事業 実施要綱	吉岐市の豊かな歴史・文化・自然・食などの特色を活かした交流人口拡大のため、一般・教育旅行などの分野毎に戦略・戦術的に事業展開する。	観光 商工 課	164～ 165
	交流人口拡大に即効性のある情報発信事業の企画・実施	1	5	離島活性化 交付金事業 実施要綱	吉岐市の豊かな歴史・文化・自然・食などの特色を活かした交流人口拡大のための戦略的な誘客事業の展開を図る。	観光 商工 課	164～ 165

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	4 観光費	日本遺産関連PR事業	4,120	2,060				2,060
			イルカパーク管理費 (舌岐島北部観光資源の魅力向上・発信・基盤整備事業)	52,500	25,965				26,535
			イルカパーク管理費 (舌岐島北部観光資源の魅力向上・発信・基盤整備事業)	22,000	11,000				11,000
			島外スポーツ団体誘致事業	8,000			7,200		800
			舌岐行き教育旅行推進事業	8,326			7,400		926

【沓岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	日本遺産を島内外へPRするための事業	1	5	離島活性化 交付金事業 実施要綱	日本遺産認定は、日本遺産を活用し地域活性化を図ることが最大の狙いであり、沓岐市においても日本遺産認定を契機に、島内外へ情報発信等を実施し交流人口拡大を図	観光 商工 課	164～ 165
新規	沓岐島北部の観光資源（イルカパーク）の 魅力向上・発信・基盤整備を推進する （H30～32/地方創生推進交付金事業） ●イルカパーク 中仕切網設置工事 ●イルカパーク 生質製作工事 ●イルカパーク ヤギ小屋整備工事	1	5	地方創生推 進交付金交 付要綱	沓岐北部地域は、自然の入り江を仕切って造成されているイルカパークをはじめ、エメラルドグリーンの海に囲まれた無人島「辰の島（海水浴場）」などに、注目が集まり、来場者が伸びてきている状況にあることから、そこに新たな体験プログラムやイベント等の仕掛けを投じることで、より一層の交流人口の拡大を図るとともに、本地域を起点とし、島に点在する観光コンテンツを線で結び、周遊プランとして商品化を図り、積極的にプロモーションを行うことで、滞在型観光の推進に資する。	観光 商工 課	164～ 167
新規	沓岐島北部の観光資源（イルカパーク）の 魅力向上・発信・基盤整備を推進する （H30～32/地方創生推進交付金事業） ●イメージアップ映像及び写真コンテンツ 作成 ●ウェブでの発信 ●リーフレット	1	5	地方創生推 進交付金交 付要綱	沓岐北部地域は、自然の入り江を仕切って造成されているイルカパークをはじめ、エメラルドグリーンの海に囲まれた無人島「辰の島（海水浴場）」などに、注目が集まり、来場者が伸びてきている状況にあることから、そこに新たな体験プログラムやイベント等の仕掛けを投じることで、より一層の交流人口の拡大を図るとともに、本地域を起点とし、島に点在する観光コンテンツを線で結び、周遊プランとして商品化を図り、積極的にプロモーションを行うことで、滞在型観光の推進に資する。	観光 商工 課	164～ 165
	スポーツ・文化合宿助成、1,000円/日・ 人、3,000円上限（日帰り対象外）	1	5	沓岐市島外 スポーツ団 体等誘致促 進要綱	沓岐市内でのスポーツ合宿や各種スポーツ大会及び文化合宿に参加するために来島された団体に対し、滞在費を助成、施設使用料を減免することで、滞在型観光の誘致を促進させ交流人口の拡大を図ることを目的とする。	観光 商工 課	166～ 167
	①県内本土の小・中学校が修学旅行または 学校・学年・クラス単位での自然野外活動 等を目的に来島した場合の補助金。 小学校（1人当たり）： 1泊2日（4,000円）、 2泊3日（5,000円） 中学校（1人当たり）： 1泊2日（5,000円）、 2泊3日（6,000円）、 3泊4日（7,000円） ②県外からの来島校に対し、1泊で1人あ たり800円の補助、博物館来館で500円上 乗せ、2泊以上で500円上乗せ	1	5	沓岐行き教 育旅行推進 事業費補助 金交付要綱	教育旅行等（主に修学旅行）を沓岐へ誘致することにより、交流人口の拡大に寄与し「しま」の活性化を図る。また、沓岐が持つ自然・歴史などの体験フィールドを活かして、子供たちをのびやかにたくましく育てていくことも目的とする。	観光 商工 課	166～ 167

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
6 商工費	1 商工費	4 観光費	沓崎市観光連盟補助金	44,165					44,165
			イベント振興事業補助金	10,845			7,000	3,000	845
		5 福岡事務所費	福岡事務所費	5,832	2,916				2,916
7 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	道路台帳整備業務	6,272					6,272
		2 道路橋りょう費	2 道路橋りょう維持費	道路維持費（修繕料）	50,000				

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	吉崎市観光連盟運営補助金 スポーツ大会等補助金	1	5	—	島内外への観光情報発信並びに観光客等の誘致・案内・受入機関の拠点、また、島内における各種観光関連団体との調整機関としての機能強化を図り、観光交流人口の拡大による地域経済の活性化を目的とする。	観光 商工 課	166～ 167
	吉崎サイクルフェスティバル、吉崎の島新春マラソン大会補助金	1	5	—	イベントの開催により島外からの誘客促進を図り、また情報発信を合わせて行うことにより、交流人口拡大を目指す。	観光 商工 課	168～ 169
	ラジオによる発信事業の効果を継続させるとともに、ラジオ局が有する告知手段により、吉崎の認知度のさらなる向上及び魅力発信に繋げるためのモニターツアーを実施する。 ・ラジオ番組内における年間コーナーの展開 ・イベントブース出展 ・生放送中継によるイベント等のPR ・日帰りモニターバスツアー（事前・事後の情報発信、フォローアップを含む） ●委託事業：5,832千円	1	5	・吉崎市福岡事務所設置規則 ・離島活性化交付金事業実施要綱	営業活動を展開しやすい福岡市中心部（博多駅前地区）に事務所機能の拠点を移しており、専任の所長を配置する。 開所以来、7年間の事業成果を踏まえ、さらなる情報発信、誘客促進、及び特産品の販路拡大等（吉崎市ふるさと商社との連携）の各種施策を展開する必要がある。	観光 商工 課	168～ 169
	市道道路台帳補正業務委託 L=9.0km	5	2	—	交付税の基礎となる道路台帳を整備し、交付税算定の資料とする	建設 課	170～ 171
	市道維持修繕料	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設 課	172～ 173

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋 りょう費	2 道路橋 りょう維 持費	道路維持費（市道環境管理業務）	30,000				20,000	10,000
			道路維持費（市道維持補修工事）	126,000					126,000
			道路維持補修原材料費	12,000					12,000
			道路維持管理業務	17,000					17,000
		3 道路橋 りょう新 設改良費	地方改善施設整備費	10,150	5,000				5,150

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	市道維持管理業務委託料 市道維持管理業務委託 市道高枝伐採業務委託	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	172～173
	市道維持補修工事 金津以線側溝補修（環境関連） 横山線側溝補修（環境関連） 片原梅津線側溝補修（環境関連） 区画線補修 ・ ウルトラマソン除草 大島竹下線側溝補修 錦線側溝補修 一ノ坪線側溝補修 ・ 南本線側溝補修 楚和線側溝補修 ・ 産線側溝補修 前横田線側溝補修 ・ 前田線側溝補修 大内坂宮司線側溝補修 本村上町線落石防護柵補修 諸津赤瀬線防護柵修繕 左京鼻線防護柵修繕 半城里線他3件路肩補修 横山線舗装補修他4件	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	172～173
	市道維持管理に必要な原材料 市道舗装補修に必要な原材料	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。	建設課	172～173
	市道維持管理補助金 1,062km×16円	5	1	—	幹線道路・生活道路の維持管理に対する補助金。	建設課	172～173
	八幡浦地区 下水排水路整備 L=200m	5	1	—	八幡浦地区の排水路は、老朽化による破損および勾配の不足により危険かつ不衛生な状態となっていることから、地域住民の生活環境を改善するため、排水路整備を実施する。	建設課	172～175

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋 りょう費	3 道路橋 りょう新 設改良費	道路改良費（単独）	70,717					70,717
			道路改良費（起債）	198,722			189,900		8,822
			道路改良費（補助）	306,828	206,586		77,500		22,742
	3 河川費	1 河川総務 費	河川管理費（河川台帳作成業務）	6,858					6,858
			河川等改修工事	1,500					1,500

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	市道前目1号線改良 L=50m 市道鳥山手久多1号線改良 L=50m 市道津保美1号線改良 L=50m 市道小場2号線改良 L=50m 2級市道住吉山信線改良 L=50m 市道住吉しめノ元線改良 L=50m 市道楠蟻螂出線改良 L=50m 1級市道錦線改良 L=50m 1級市道赤土田線舗装 L=50m 市道先畑線改良 L=50m 橋梁補修(戸田橋・猿川橋・大橋)	5	1	—	地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。	建設課	172～175
	1級市道深江筒城線改良 L=100m 1級市道本村神里線改良 L=150m 1級市道土肥田線改良 L=100m 1級市道白水線改良 L=100m 1級市道山崎線改良 L=150m 市道西中線改良 L=100m 2級市道谷江本線橋梁詳細設計 N=1橋	5	1	—	幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。	建設課	172～175
	1級市道住吉湯ノ本線改良 L=400m 1級市道黒崎線改良 L=400m 2級市道南明寺線通学路整備 L=100m 1級市道初山中央線通学路整備 L=500m 2級市道大里環状線通学路整備 L=100m 1級市道釘ノ尾塩谷線法面補修 A=400㎡ 吉岐市道路ストック点検 (橋梁・舗装・法面・道路付属物)	5	1	—	・幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。 ・通学路点検に基づく要対策箇所を整備し、通学路の交通安全を確保する。 ・道路を利用する第三者への被害を防止するため、異常が確認された法面構造物の補修を実施する。 ・吉岐市が管理する道路ストックの異常を早期発見・早期補修を行うための点検を実施する。	建設課	172～175
新規	準用河川台帳作成業務委託 L=10km(郷ノ浦町管内) 5年計画の1年目	5	2	—	河川台帳を整備し、計画的な維持管理を行う。	建設課	174～175
	準用河川 維持修繕工事	5	1	—	準用河川の維持修繕工事を行い、地域住民の人命・財産を守り、地域住民の安全な暮らしを保護する。	建設課	174～175

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	3 河川費	2 急傾斜地崩壊対策費	急傾斜地崩壊対策事業	31,972		15,000	15,200		1,772
			4 港湾費	1 港湾管理費	施設等整備工事	14,196			
	5 都市計画費	1 都市計画総務費	街なみ環境整備事業	32,354	16,000				
都市計画総務費（台帳等整備業務）			880						880
2 公園費		公園管理費（施設管理業務）	12,191						12,191

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	木落地区急傾斜地崩壊対策 A=400㎡ 若宮地区急傾斜地崩壊対策 A=400㎡	3	3	—	地域住民の人命・財産を守り、地域住民の安全な暮らしを保護するため、急傾斜地の崩壊対策工事を実施する。	建設課	176～ 177
新規	郷ノ浦港臨時駐車場舗装 A=1011㎡ 区画線、カーブミラー他 郷ノ浦港鎌崎地区船舶給水用水道管 布設 φ40mm L=526m	5	2	—	郷ノ浦港ターミナル駐車場の混雑緩和のため、臨時駐車場を整備する。また、郷ノ浦港鎌崎地区の岸壁へ係留する船舶の利便性向上を図るため、給水施設を整備する。	水産課	178～ 179
	街なみ環境整備事業補助金、修景施設整備 8戸 (国1/3+市1/3)	3	1	吉崎市勝本 浦地区街な み環境整備 事業補助金 交付要綱	歴史的建物の適正な管理や活用、公共施設の整備、個人住宅の修景整備等を行い、漁村集落の勝本浦らしい魅力あるまちなみ整備を進めることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。	建設課	178～ 181
新規	都市計画図面修正業務委託	3	1	—	都市計画図を現在の計画と整合させるため。	建設課	180～ 181
	都市公園管理委託、勝本総合運動公園管理 (指定管理)	3	1	—	都市公園の適正な維持管理を図り、地域住民へ快適な憩いの場を提供する。	建設課	180～ 181

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	5 都市計画費	2 公園費	公園管理費（工事）	11,400					11,400
	7 住宅費	1 住宅管理費	住宅管理費	46,882	12,404			34,403	75
			住宅リフォーム支援事業	20,000				20,000	0
			老朽危険家屋支援事業	3,000	1,000	1,900			100
			3世代同居・近居促進事業	4,000	900	2,000			1,100

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	弁天崎公園ローラー滑り台撤去工事 1.0 式 金比羅公園擬木柵修繕工事 L=80m 巻岐カントリー倶楽部高圧受電盤修繕 1.0 式	3	1	—	都市公園の適正な維持管理を図り、地域住民へ快適な憩いの場を提供する。	建設課	180～ 181
	・市営住宅一般修繕料 ・市営住宅ガス漏れ警報機取替工事 100基 ・市営住宅火災警報機取替工事 500基 ・新中尾団地浄化槽補修工事 一式	3	1	公営住宅法	公営住宅法に則り、住宅の入退去者及び募集に関する事務、住宅使用料に関する事務、住宅維持管理・修繕に関する事項等の適正な維持管理を図る。	建設課	180～ 183
	住宅リフォーム支援事業補助金 上限200千円/件	3	1	吉崎市住宅 リフォーム 支援事業補 助金交付要 綱	市内企業に発注し、住宅のリフォームを行う方に、掛かる費用の一部を補助し、地域経済の活性化と良好な住環境づくりを促進する。	建築 整備 課	182～ 183
	老朽危険家屋除却支援事業補助金 上限500千円/件	3	1	吉崎市老朽 危険家屋除 却支援事業 補助金交付 要綱	老朽化し危険な空き家の除却を行う方に、掛かる費用の一部を補助し、安全・安心な住環境づくりを促進する。	建築 整備 課	182～ 183
	3世代同居・近居促進事業補助金 上限400千円/件	3	1	吉崎市3世 代同居・近 居促進事業 補助金交付 要綱	新たに3世代同居・近居するための改修工事等を行う方に、掛かる費用の一部を補助し、子育てに快適な住環境づくりを促進する。	建築 整備 課	182～ 183

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
7 土木費	7 住宅費	2 住宅建設費	住宅建設費	165,569	30,298		105,200		30,071
8 消防費	1 消防費	1 常備消防費	常備消防総務費（郷ノ浦支署） 監理業務／工事	45,500			45,500		0
			公用車購入費（水槽付消防ポンプ自動車）	63,720	9,151		51,800		2,769
		2 非常備消防費	消防団運営費	114,969					114,969
		3 消防施設費	消防施設費（地質調査／測量設計 業務設計監理／工事／土地購入費 ／補償費）	30,185	5,386		15,300	7,000	2,499

【吉岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	<ul style="list-style-type: none"> 【設計業務】 ・大久保団地(9棟)下水道接続 ・古城団地(3棟)給排水設備 ・旧馬場先住宅公衆便所解体 ・古城単独住宅解体 ・新瀬戸団地浄化槽及びポンプ室解体 【改修工事及び監理業務】 ・三本松団地(1棟)改修工事 ・古城団地(2棟)改修工事 ・大久保団地(8棟)下水道接続等工事 【解体工事】 ・旧馬場先住宅公衆便所解体 ・古城単独住宅解体 ・新瀬戸団地浄化槽及びポンプ室解体 	3	1	公営住宅等 ストック総 合改善事業 対象要綱	吉岐市公営住宅等長寿命化計画により、老朽化した市営住宅のストックの効率的かつ円滑な更新を行う。	建設課	184～ 185
新規	郷ノ浦支署耐震改修工事及び設計監理業務 昭和55年建築 鉄骨造1階建332.71㎡	3	3	建築物の耐 震改修の促 進に関する 法律	郷ノ浦支署の耐震改修を行い、防災拠点の充実を図る。	消防本部	186～ 189
新規	水槽付消防ポンプ自動車更新 (購入年：平成10年)	3	3	消防力の整 備指針 消防水利の 整備指針	年数が経過した常備消防の水槽付消防ポンプ自動車を更新することにより、消防力の強化を図る。	消防本部	188～ 189
	消防団教育に必要な消防学校各課程への入校。 新入消防団員へ支給する支給品等。 操法大会の開催に係る運営費(町、市、県)	3	3	消防組織法	地域防災の中核を成す消防団員の教育、資機材等の充実化を進めることにより、地域防災力の強化を図る。	消防本部	188～ 191
	防火水槽新設工事(2基) 防火水槽移転工事(1基) 防火水槽自動給水設備工事(7か所) 芦辺地区第1分団格納庫、地質調査、設計業務 昭和42年建築	3	3	消防力の整 備指針 消防水利の 整備指針 建築物の耐 震改修の促 進に関する 法律	消防水利未整備地域へ耐震性貯水槽を設置することにより、消防力の強化を図る。 防火水槽への給水設備の整備により消防力の強化を図る。 芦辺地区第1分団格納庫の建て替えを行い、防災拠点の充実化を図る。	消防本部	190～ 193

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
8 消防費	1 消防費	3 消防施設費	消防施設費（機械器具購入／積載車購入）	24,552			17,200	5,981	1,371
		4 防災費	屋外拡声局更新事業（工事）	11,742			8,800		2,942
			全国瞬時警報システム新型受信機整備事業（工事）	2,722			2,700		22
9 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	学校施設整備基金積立金	50,000					50,000
		3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業	17,205	2,700	4,545			9,960

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	小型動力ポンプ3台の更新及び消防団積載車3台の更新 小型動力ポンプ 勝本地区第4分団東、石田地区第3分団2部、石田地区第5分団 積載車 郷ノ浦地区第2分団1部、勝本地区第3分団、勝本地区第4分団新城	3	3	消防力の整備指針 消防水利の整備指針	老朽化した消防ポンプ及び年数が経過した積載車の更新することにより、消防力の強化を図る。	消防本部	192～193
	屋外拡声局更新工事 4箇所	3	3	—	現在、市内208箇所の屋外告知放送設備が設置されているが、設置当初から30年近く経過している。 塩害等による経年劣化が目立つようになってきており、年次的に更新していく必要がある。	危機管理課	192～193
新規	情報伝達に要する処理時間の大幅な短縮や、特別警報等の伝達情報の充実が可能となるよう全国瞬時警報システム（Jアラート）の新型受信機の導入を行う。	3	3	—	全国瞬時警報システム（Jアラート）の現在の受信機は平成22年度に整備されているが、近年「平成29年7月九州北部豪雨」や「平成28年熊本地震」などの大規模な自然災害が頻発していることや北朝鮮によるミサイル発射など我が国を取り巻く環境は非常に厳しい状況等から、情報伝達に要する処理時間の大幅な短縮や、特別警報等の伝達情報の充実が可能となる新型受信機の導入が必要である。	危機管理課	192～193
	学校施設整備基金積立金	4	1	吉崎市学校施設整備基金条例	老朽化が進む将来の学校施設の整備に要する経費の財源に充てるため基金を設置する。	教育総務課	198～199
新規（一部）	①吉崎高校離島留学生ホームステイ費補助（26名）、交通費補助（22名） ②（新規）吉崎市立小・中学校の離島留学生ホームステイ費補助金（5名）、移住費用支援補助金（5世帯）	4	1	①吉崎市高等学校離島留学生ホームステイ費等補助金交付要綱 ②吉崎市いきっこ留学補助金交付要綱（仮称）	①長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し補助金を交付する。（市の補助金に対して県の1/2補助、交通費補助は市単独） ②吉崎市立小・中学校が受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会を設置し補助金を交付する。	教育総務課	198～201

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	1 教育総務費	3 教育指導費	離島高校生修学支援事業	360	180				180
			2 小学校費	1 学校管理費	小学校管理費（設計業／監理業務／工事）	457,444	133,579		301,500
	3 中学校費	1 中学校管理費	中学校管理費（設計業務／監理業務／工事／公有財産購入費／補償費）	1,103,735	291,706		605,100		206,929
			公用車購入費（スクールバス購入）	15,000	7,500				7,500
		2 教育振興費	研究指定校（英語力向上対策）	1,007					1,007

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	三島地区高校生で本島の高校に通学する高校生修学支援費補助（6名）	4	1	吉崎市離島高校生修学支援事業費補助金交付要綱	「へき地児童生徒援助費等補助金」として県で「公立高等学校等離島高校生就学支援費補助金」の事業実施がなされている。吉崎市においても県と同様に三島から本島の高等学校及び特別支援学校高等部へ通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、居住費、帰省費について基準額の範囲内で助成する。	教育総務課	200～201
	①芦辺小体育館改築工事（鉄筋コンクリート造2階建749.19㎡） ②柳田小体育館外壁及び屋根改修工事 ③沼津小体育館外壁改修工事 ④瀬戸小体育館外壁改修工事 ⑤石田小体育館外壁及び屋根改修工事 ⑥箱崎小グラウンド改修工事 ⑦箱崎小体育館外壁及び屋根改修設計業務 ⑧筒城小体育館床改修設計業務	4	1	—	安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館・プール・グラウンド等）の改修を計画的に実施する。	教育総務課	202～203
	①芦辺中学校舎改築及び改修工事（鉄筋コンクリート造2階建2,942.09㎡） ②石田中体育館外壁及び屋根改修工事	4	1	—	安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館・プール・グラウンド等）の改修を計画的に実施する。	教育総務課	206～209
新規	芦辺中学校生徒通学用スクールバスの購入（29人乗り2台）	4	1	—	平成31年4月予定の芦辺中学校校舎移転に伴い、田河地区・八幡地区・芦辺地区から通学する生徒の利便を図ることを目的とする。	教育総務課	208～209
	中学生英語力向上対策推進費補助 ・英検受験料の1/2補助	4	1	—	中学生の英語の学力向上は重要な課題であり、さらに後押しするために中学生が英語に触れ、英語を活かし、英語を試す場の確保を目指して英語検定の費用の一部を補助する。	教育総務課	208～209

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	5 社会教育費	2 青少年育成費	日本の宝「しま」交流支援事業	1,076	464				612
			各種青少年大会	6,000			5,400		600
			体験交流事業	652				300	352
			子ども夢プラン応援補助金	1,000				1,000	0
	3 生涯学習推進費	放課後子ども教室推進事業	3,600		2,400			1,200	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	「しま」の魅力体験する事業で、吉岐島における「子どもコース」の体験交流に対する事業	4	1	・離島活性化交付金事業実施要綱(国要綱)	県内の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に、長崎県特有の「しま」の魅力体験する活動を実施し、ふるさと長崎県を再認識するとともに、島の人々や参加者同士の交流を深める。また、島の活性化を図るため、吉岐の島固有の自然や歴史遺産・人材・特産物等を活用した体験活動を企画・実施する。	社会 教育 課	216～ 217
	市内小中学生のスポーツ大会県大会等の出場に対する補助事業	4	1	・小中学生スポーツ大会等出場補助金交付要綱 ・吉岐市補助金等交付規則	スポーツ活動等による青少年の健全な育成を目的に、吉岐市代表として県大会等に出場する個人・団体に対して、旅費の一部を補助する。	社会 教育 課	216～ 217
	市内の小中学生が福岡県うきは市等での体験交流に対する補助事業	4	1	吉岐市補助金等交付規則	市内の小学4年生から中学1年生を対象に、離島では体験することができない島外での環境等を体験する活動を実施し、島の良さを再認識するとともに、参加者同士の交流を深め次代を担う人づくりを図るため、体験料及び島外移動費等経費の一部を補助する。	社会 教育 課	218～ 219
	市内青少年(小・中・高)のスポーツ、文化等における「夢」を応援するため、市外での強化練習等参加に対する補助事業	4	1	・「子ども夢プラン応援」補助金交付要綱 ・吉岐市補助金等交付規則	スポーツ活動や文化・芸術活動等に熱意を持ち、将来の夢に向かって熱心に活動し、その意欲や能力が認められ選抜された市内の小学校、中学校及び高等学校に在籍する児童生徒に対し、市外での強化練習等に参加招聘されて参加する場合の、旅費の一部を補助する。	社会 教育 課	218～ 219
	放課後子ども教室推進事業 ①いき吉岐・わくわくきっずあいらんど(盈科小) ②筒城白砂の会(筒城小) ③寺小屋「な・か・ま」(那賀小) ④がんばんばクラブ(八幡小) ながさき土曜学習推進事業 ①霞翠どんぐり隊(霞翠小) ②石田小放課後子ども教室(石田小)	4	1	・長崎県放課後子ども教室推進事業実施要綱及び同補助金実施要綱(県要綱) ・ながさき土曜学習推進事業実施要綱及び同補助金実施要綱(県要綱)	放課後や週末等に地域の施設を活用して、地域の方々が指導スタッフとなって、子ども達に自然・文化・芸術等にふれる体験活動等の機会や学習の場を提供するもので、その活動費等経費の一部を補助する。	社会 教育 課	218～ 219

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	5 社会教育費	4 公民館費	吉岐島開発総合センター耐震改修事業（設計）	8,900			8,900		0
			吉岐文化ホール空調設備改修工事（監理業務／工事）	62,888			62,800		88
			湯ノ本地区公民館耐震工事（設計監理／工事）	33,000			33,000		0
		6 文化財保護費	島内文化財資料活用展示公開事業（テリハリーミュージアム）	24,543	12,500				12,043
		文化財基本構想策定事業	7,001	3,375				3,626	

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	吉崎島開発総合センターの耐震改修工事 (設計) 昭和55年建築 鉄筋コンクリート造2階建1,787㎡	4	4	建築物の耐 震改修の促 進に関する 法律	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐震改 修工事の設計を行う。	社会 教育課	220～ 221
	吉崎文化ホール(吉崎の島ホール)大ホー ル空調設備改修等の工事	4	4	吉崎文化 ホール条例	施設の適切な維持管理と運営を行うため、耐用年 数が超過している設備等の改修を行う。	社会 教育課	220～ 223
新規	湯ノ本地区公民館の耐震改修工事 昭和52年建築 鉄筋コンクリート造2階建610㎡	4	2	建築物の耐 震改修の促 進に関する 法律	地域の拠点となる地区公民館を維持管理して充実 させ、地域住民が安全・安心な地域活動等が実施 できるようにするため、耐震改修工事を行う。	社会 教育課	222～ 223
	島外の博物館で吉崎市の歴史文化に係る企 画展示会、出前講座、出前イベントを実施 する。また、島外での物産展や歴史体験イ ベントに参加する。	4	5	—	吉崎市の歴史文化についての情報発信を島外に向 けて行う。島外博物館での企画展や出前講座、出 前体験イベントを開催することにより吉崎の知名 度の向上を図り、また体験等イベントを通じて地 元のNPO団体やボランティア団体との連携を図 りつつ吉崎のPRや、島外者との交流の場を創出 する。	文化 財課	226～ 229
	文化財基本構想作成のための、島内文化財 の調査や基本方針案に対する審議	4	5	文化財保護 法	島内にある貴重な歴史的文化遺産等の保存と活用 についての基本方針を作成する。	文化 財課	224～ 229

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
9 教育費	5 社会教育費	6 文化財保護費	市内遺跡発掘調査事業費	13,137	5,700	684			6,753
			原の辻遺跡管理費	25,054				661	24,393
			一支国博物館活用推進事業	39,929		19,964	17,900		2,065
			一支国博物館管理費	50,888		25,444			25,444
	7 学校給食費	1 学校給食費	学校給食運営費（設計監理／工事）	5,900				5,900	0

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	市内所在遺跡の発掘調査や測量調査を行う。	4	5	文化財保護 法	調査を行うことにより、その遺跡の内容を把握し、周知に努めながら遺跡の保存を図っていく。	文化 財課	226～ 229
	原の辻一支国王都復元公園及び原の辻ガイダンスの管理及びイベントの開催	4	5	文化財保護 法	国特別史跡原の辻遺跡の恒久保存と、当時の一支国の様子を感じさせることにより歴史文化の啓蒙促進をはかる。また、島内外に吉崎市の魅力を発信することで交流人口の拡大を図る。	文化 財課	226～ 229
	一支国博物館を拠点とした、「しまごと大学事業、しまごと博物館・しまごと元気館事業、しまごと情報発信業務」を推進するための事業委託料	1	5	長崎県立埋 蔵文化財セ ンター・吉 崎市立一支 国博物館整 備基本計画	博物館が島内の歴史遺産や自然環境、文化や産業などと有機的に連携し、吉崎全体の魅力を相乗的に高めるための地域振興に資する施設として機能するよう下記事業を展開する。 ①教育普及・生涯学習に関する事業 ②体験交流に関する事業 ③人材育成に関する事業 ④情報発信強化に関する事業 ⑤賑わいづくりのためのイベントの実施 ⑥「しまごと大学」・「しまごと博物館」・「しまごと元気館」創造・展開するために必要な事業	観光 商工 課	228～ 229
	一支国博物館指定管理料	1	5	長崎県立埋 蔵文化財セ ンター・吉 崎市立一支 国博物館整 備基本計画	博物館の運営事業をより効果的・効率的に実施するため、指定管理者へ委託している。 (指定管理期間：H26.4.1～H31.3.31)	観光 商工 課	226～ 227
新規	学校給食センターの給食配送専用車庫建設工事(鉄骨平屋50.0㎡)	4	1	—	石田町幼保連携型認定こども園開設に向けて学校給食センターから給食を配送するために施設整備を行う。	教育 総務 課	234～ 237

平成30年度当初予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源	
					特 定 財 源					
					国費	県費	地方債	その他		
9	教育費	7 学校給食費	1 学校給食費	学校給食運営費（備品購入費）	9,000				9,000	0
10	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業（過年災）	430,506		328,996		16,580	84,930
		2 公共土木施設災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	638,695	440,000		149,000		49,695

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
新規	学校給食センター給食配送車(2t車1台)及び給食用コンテナ等購入費	4	1	—	石田町幼保連携型認定こども園開設に向けて学校給食センターから給食を配送するために施設整備を行う。	教育 総務 課	236~ 237
	H29年の集中豪雨により災害が発生したため、災害復旧工事を実施する。 ●測量・設計業務委託料(50箇所) ●災害復旧工事費(農地130箇所、施設28箇所) ●小規模災害復旧工事(75箇所) ●災害復旧事業補助金(100件)	3	3	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	異常気象により被災した農地・農業用施設の災害復旧工事を実施し、機能の回復を図ることにより農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。	農林 課	236~ 237
	H29年の集中豪雨により被災した災害復旧工事を実施する。 ●公共土木災害(132件) ●単独災害(50件)	3	3	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	異常気象により被災した公共土木施設の災害復旧工事を行う。	建設 課	238~ 239

平成30年度当初予算の主要事業

■国民健康保険事業特別会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国費	県費	地方債	その他	
2 保険給付費	4 出産育児諸費	1 出産育児一時金	出産育児一時金	16,800				11,200	5,600

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづく

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	出産1件あたり420,000円を支給する。	2	1	国民健康保険法第58条、吉崎市国民健康保険条例第6条	保険者は、被保険者の出産に対して、出産育児一時金の給付を行う。出産育児一時金の目的としては、出産等に係る妊産婦の経済的負担の軽減、少子化対策などの観点から給付されている。	保険課	20～21

平成30年度当初予算の主要事業

■下水道事業特別会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国費	県費	地方債	その他	
1 下水道事業費	2 施設整備費	1 施設整備費	公共下水施設整備費（補助）	92,800	45,000		16,600	16,600	14,600
			公共下水施設整備費（起債）	7,000			3,300	3,300	400
			公共下水施設整備費（単独）	5,352				5,352	0
2 漁業集落排水整備事業費	2 施設整備費	1 施設整備費	施設整備費（補助）	6,000		3,600			2,400
			施設整備費（起債）	7,192			3,400	3,400	392

【吉崎市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
- 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
- 3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
- 5国内外交流が盛んなまちづくり
- 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	●大谷地区污水管布設 L=1,200m ●ストックマネジメント計画策定	3	2	都市計画法 下水道法 建築基準法	大谷・古城地区の下水道区域（中央処理区）内の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の早期完成を目指す。また、3施設(中央水処理センター、北部水処理センター、北部中継ポンプ場)について、老朽化度の調査を行い、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な施設の維持管理を図る。	上下 水道課	16～ 19
	●大谷地区污水管布設 L=100m	3	2	都市計画法 下水道法 建築基準法	大谷・古城地区の下水道区域（中央処理区）内の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の早期完成を目指す。	上下 水道課	16～ 19
	●污水管布設付帯工事 一式 ●大谷地区水道移転補償	3	2	都市計画法 下水道法 建築基準法	大谷・古城地区の下水道区域（中央処理区）内の生活環境の改善を図るとともに、公共水域の水質改善を図るため、下水道施設の早期完成を目指す。	上下 水道課	16～ 19
新規	●恵美須地区機能保全計画書策定	3	2	浄化槽法 農山漁村地 域整備交付 金実施要綱	恵美須漁港背後集落の恵美須地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図るため、施設の老朽化度の調査を行い、機能保全計画書を策定し、効率的な施設の維持管理を図る。	上下 水道課	22～ 23
	●污水管路施設 管路舗装 一式	3	2	浄化槽法 農山漁村地 域整備交付 金実施要綱	芦辺漁港背後集落の芦辺地区において、集落内の環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処理施設の早期完成を目指す。	上下 水道課	22～ 23

平成30年度当初予算の主要事業

■下水道事業特別会計

款	項	目	事業名	予算額	財 源 内 訳								
					特 定 財 源				一般財源				
					国費	県費	地方債	その他					
2	漁業集落排水整備事業費	2	施設整備費	1	施設整備費	施設整備費(単独)	5,290						5,290

【吉岐市総合計画における基本指針】
 1産業振興で活力あふれるまちづくり
 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
 3安全安心で環境にやさしいまちづくり
 4心豊かな人が育つまちづくり
 5国内外交流が盛んなまちづくり
 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
		基本 指針	施策				
	●瀬戸・芦辺地区費用対効果分析 ●汚水管路施設 管路舗装 一式	3	2	浄化槽法 農山漁村地 域整備交付 金実施要綱	芦辺漁港背後集落の芦辺地区において、集落内の 環境衛生の向上・生活環境の改善・公共水域の保 全を図り魅力ある地域づくりを行うため、排水処 理施設の早期完成を目指す。	上下 水道 課	22～ 23

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区 分	平成28年度末 現在高	平成29年度（見込み）		平成29年度末 現在高見込	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	2,002,413	676	610,000	1,393,089	666	500,000	893,755
減債基金	3,162,946	4,192	400,000	2,767,138	3,456	1,100,000	1,670,594
地域振興基金	508,751	189	145,864	363,076	168	173,200	190,044
地域福祉基金	761,070	0	36,600	724,470	0	47,900	676,570
老人ホーム事業施設整備基金	188,122	43	2,200	185,965	34	2,800	183,199
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	116,331	34,758	30,000	121,089	34,765	30,000	125,854
沿岸漁業振興基金	51,131	17,823	30,000	38,954	22,774	30,000	31,728
教育振興基金	7,899	2	300	7,601	2	300	7,303
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,738	3	0	10,741	3	0	10,744
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	84,500	2,281,100	0	533,300	1,747,800
ふるさと応援基金	178,534	260,031	114,931	323,634	200,045	198,029	325,650
過疎地域自立促進特別事業基金	409,547	264,798	143,500	530,845	264,764	176,450	619,159
本庁舎建設基金積立金	0	10,000	0	10,000	50,000	0	60,000
学校施設整備基金積立金	0	10,000	0	10,000	50,000	0	60,000
小 計	5,646,303	597,647	587,895	5,656,055	622,555	1,191,979	5,086,631
計	10,811,662	602,515	1,597,895	9,816,282	626,677	2,791,979	7,650,980
国民健康保険財政調整基金	255,590	46	0	255,636	53	1	255,688
直営診療所財政調整基金	14,893	3	14,896	0	3	1	2
介護給付費準備基金	128,803	28	67,000	61,831	15	28,000	33,846
農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,686	2,935	12,506	8,115	1	1,933	6,183
計	416,972	3,012	94,402	325,582	72	29,935	295,719
合 計	11,228,634	605,527	1,692,297	10,141,864	626,749	2,821,914	7,946,699

○定額運用基金

区 分	平成28年度末 現在高	平成29年度（見込み）		平成29年度末 現在高見込	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	14,474	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	0	80,040	0	14,474	65,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	11,308,674	605,527	1,692,297	10,221,904	626,749	2,836,388	8,012,265
-----------------	------------	---------	-----------	------------	---------	-----------	-----------

地方債の状況に関する調書

(単位：千円)

区 分	平成28年度末 現在高	平成29年度末 現在高見込額	平成30年度中増減等見込			平成30年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償込額	当該年度中 利子償込額	
1. 一 般	26,956,144	28,167,762	4,756,000	2,850,817	165,896	30,072,945
2. 簡 水	2,998,844	0	0	0	0	0
3. 下 水	1,879,699	1,850,659	23,300	87,316	32,893	1,786,643
4. 三 島	4,892	0	0	0	0	0
5. 上 水	127,456	2,957,015	0	206,428	53,872	2,750,587
合 計	31,967,035	32,975,436	4,779,300	3,144,561	252,661	34,610,175

【参考資料】

平成30年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）
が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	194,230 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	3,749,012 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	827,415	615,775	0	0	42,867	168,773
	高齢者福祉事業	103,879	0	1,800	14,030	5,382	82,667
	児童福祉事業	3,254	151	0	500	169	2,434
	母子福祉事業	1,790	937	0	0	93	760
	生活保護扶助事業	811,235	606,438	0	8,200	42,028	154,569
	小計	1,747,573	1,223,301	1,800	22,730	90,539	409,203
社会保険	介護保険事業	593,328	9,525	0	32,600	30,739	520,464
	国民健康保険事業	315,013	163,516	0	0	16,320	135,177
	小計	908,341	173,041	0	32,600	47,059	655,641
保健衛生	高齢者医療事業	531,512	96,024	0	0	27,537	407,951
	疾病予防対策事業	115,079	3,987	3,600	23,866	5,962	77,664
	医療提供体制確保事業	446,507	0	0	0	23,133	423,374
	小計	1,093,098	100,011	3,600	23,866	56,632	908,989
合計	3,749,012	1,496,353	5,400	79,196	194,230	1,973,833	